

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p data-bbox="376 395 797 523">富山県地域防災計画 雪害編</p> <div data-bbox="580 692 1482 911" style="border: 2px solid black; text-align: center; padding: 10px;"><h1 style="margin: 0;">修正案</h1></div> <p data-bbox="443 1168 730 1283">令和元年6月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1279 395 1700 523">富山県地域防災計画 雪害編</p> <p data-bbox="1335 1168 1641 1283">令和3年12月修正 富山県防災会議</p>	<div data-bbox="1749 233 2069 411" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="1778 268 1839 300">凡例</p><p data-bbox="1809 344 2024 376">下線 修正箇所</p></div>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>富山県地域防災計画（雪害編）用語例</p> <p>1 防災関係機関の用語例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定地方行政機関</p> <p>災害対策基本法（以下「災対法」という。）第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部、管区气象台及び管区海上保安本部をいう。</p> <p>(3) 指定公共機関</p> <p>災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行富山事務所、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、関西電力株式会社及び日本通運株式会社をいう。</p> <p>(4) 指定地方公共機関：災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社、富山新聞社、富山エフエム放送株式会社、一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。</p>	<p>災害対策基本法（<u>昭和36年法律第223号</u>。以下「災対法」という。）第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部、管区气象台、管区海上保安本部及び<u>地方環境事務所</u>をいう。</p> <p>災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、<u>北陸電力送配電株式会社</u>、関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>及び日本通運株式会社をいう。</p> <p>(4) 指定地方公共機関：災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社、<u>株式会社北國新聞社</u>、富山エフエム放送株式会社、一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。</p>	
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災の基本方策</p> <p>第1 防災についての考え方</p>		

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(略)</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、<u>災害時</u>の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。</p> <p>第2 防災の各段階における基本方針</p> <p>1 計画的で周到な雪害予防対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 日常から雪害に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織・地域ぐるみ除排雪組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者※₁等に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、各種の雪害対策調査研究を推進する。</p> <p>2 迅速で円滑な雪害応急対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>発災直後又は災害が発生するおそれがある場合</u>、迅速、的確な初動態勢をとるために、雪害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集・伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>第3 各種計画等の作成</p>	<p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）</u>の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。</p> <p>(2) 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備、<u>災害対応業務のデジタル化の促進</u>により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。</p> <p>(4) 日常から雪害に備えるために、<u>過去の災害対応の教訓の共有を図るなど</u>、防災意識の高揚、自主防災組織・地域ぐるみ除排雪組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者※₁等に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、各種の雪害対策調査研究を推進する。</p> <p>(3) <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行い</u>、迅速、的確な初動態勢をとるために、雪害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の<u>迅速な</u>収集・伝達を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p><地・風・雪> 国防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>表記の統一</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3節 防災関係機関等の責務</p> <p>第1 防災関係機関等の責務</p> <p>県、市町村及び防災関係機関並びに県民・事業所は、本計画に基づき次の雪害対策を計画的かつ着実に推進するものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）市町村</p>	<p>県、市町村及び防災関係機関並びに県民・事業所は、本計画に基づき次の雪害対策を計画的かつ着実に推進するものとする。</p> <p><u>また、災害級の大雪^{※1}による被害が予想される場合には、災害級の大雪時におけるタイムライン（以下「タイムライン」という。）に基づき、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、速やかに対応するものとする。</u></p> <p><u>※1 災害級の大雪：顕著な大雪に関する富山県気象情報が発表される場合を想定。平地で3時間当たり一定量の降雪の深さ（東部南・西部北24cm以上、東部北・西部南20cm以上）があり、それが継続するおそれがある場合に発表。</u></p>	<p>検証会議を踏まえて追記</p>
<p style="text-align: center;">事務又は業務の大綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村防災会議に関すること 2 雪害対策の組織の整備に関すること 3 気象予警報の情報伝達に関すること 4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること 5 <u>避難の勧告、指示</u>に関すること 6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること 7 被災者の救助、救護に関すること 8 雪害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること 9 消防活動及び水防対策に関すること 10 水道事業の雪害対策に関すること 11 児童、生徒に対する応急教育に関すること 12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること 13 雪崩等に対する応急措置に関すること 14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること 15 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること 16 自主防災組織の育成指導と地域住民の雪害対策の促進に関すること 17 要配慮者の避難支援に関すること 	<p style="text-align: center;">事務又は業務の大綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村防災会議に関すること 2 雪害対策の組織の整備に関すること 3 気象予警報の情報伝達に関すること 4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること 5 <u>避難指示等</u>に関すること 6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること 7 被災者の救助、救護に関すること 8 雪害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること 9 消防活動及び水防対策に関すること 10 水道事業の雪害対策に関すること 11 児童、生徒に対する応急教育に関すること 12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること 13 雪崩等に対する応急措置に関すること 14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること 15 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること 16 自主防災組織の育成指導と地域住民の雪害対策の促進に関すること 17 要配慮者の避難支援に関すること 	<p>字句修正</p>

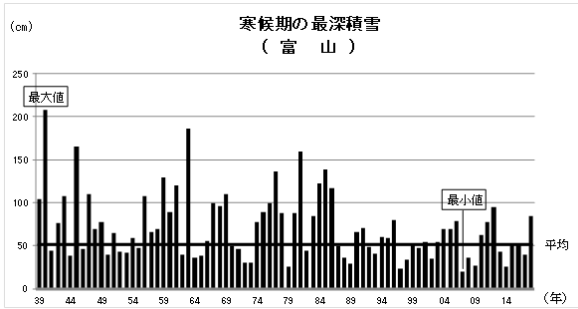
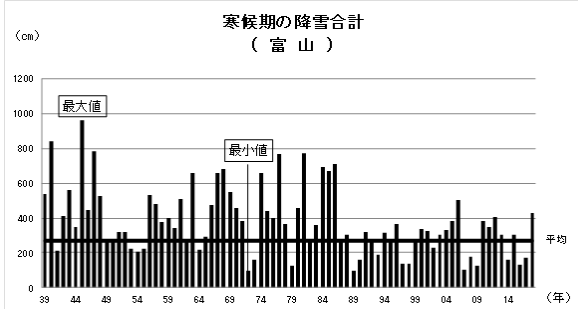
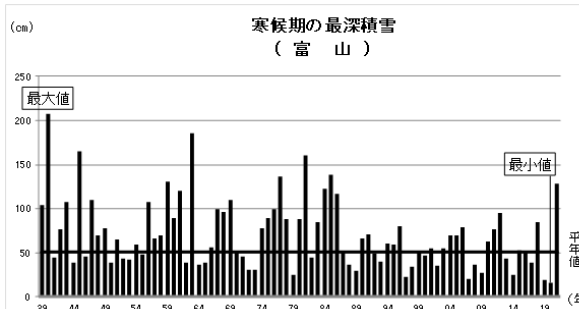
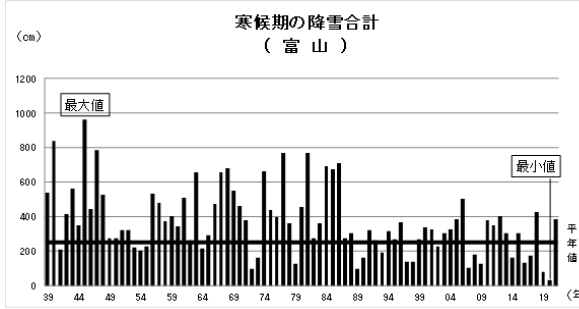
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
(3) 指定地方行政機関				
機関等の名称	業務又は業務の大綱	機関等の名称	業務又は業務の大綱	気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先は「警察庁」のため修正 字句修正 指定行政機関の追加 字句追加 分社化のため 分社化のため
中部管区警察局	1～5 (略) <u>6 津波予報の伝達に関する事</u>	中部管区警察局	1～5 (略)	
(略)		(略)		
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 (略)	東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、 <u>地動</u> 、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事	
(略)		(略)		
<u>(新設)</u>		<u>中部地方環境事務所</u>	<u>1 有害物質等の発生による汚染状況の情報収集及び提供に関する事</u> <u>2 災害時における廃棄物に関する事</u>	
(4) 指定公共機関				
(略)		(略)		
中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（木之本IC～朝日IC）及び東海北陸自動車道（白川郷IC～小矢部砺波JCT）の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関する事	中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（木之本IC～朝日IC）及び東海北陸自動車道（白川郷IC～小矢部砺波JCT） <u>及び舞鶴若狭自動車道（敦賀JCT～小浜IC）</u> の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関する事	
(略)		(略)		
北陸電力株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における電力供給の確保に関する事	北陸電力株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における電力供給の確保に関する事	
<u>(追加)</u>		<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<u>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事</u> <u>2 災害時における電力供給の確保に関する事</u>	
関西電力株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における電力融通に関する事	関西電力株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における電力融通に関する事	
<u>(追加)</u>		<u>関西電力送配電株式会社</u> <u>北陸電力本部</u>	<u>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事</u> <u>2 災害時における電力融通に関する事</u>	

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
(略)		(略)		
(5) (略)				
(6) 指定地方公共機関等				
(略)		(略)		
報道機関 北日本放送㈱ 富山テレビ放送㈱ ㈱チューリップテレビ ㈱北日本新聞社 <u>富山新聞社</u> 富山エフエム放送㈱ (一社) 富山県ケーブルテレビ協議会	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 雪害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること	報道機関 北日本放送㈱ 富山テレビ放送㈱ ㈱チューリップテレビ ㈱北日本新聞社 <u>㈱北國新聞社富山本社</u> 富山エフエム放送㈱ (一社) 富山県ケーブルテレビ協議会	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 雪害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること	標記を統一するため字句訂正
(略)		(略)		
2 県民及び事業所・企業のとるべき措置				検証会議を踏まえて追記
(1) 県民				
ア～イ (略)				検証会議を踏まえて追記
<u>ウ</u> (追加)		<u>ウ 災害級の大雪による被害が予想される場合には、除雪作業を速やかに行うために、車での不要不急の外出を控える。</u>		
<u>ウ</u> (略)		<u>エ</u> (略)		検証会議を踏まえて追記
(2) 事業所・企業				
ア～ウ (略)				検証会議を踏まえて追記
<u>ウ</u> (追加)		<u>エ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>		
第3 (略)				字句修正
第4節 県内の降積雪の状況と雪害				
第1 降積雪の状況				字句修正
富山地方気象台における観測開始以来（1939年：昭和14年～）の最深積雪及び降雪量の状況は下 <u>表</u> のとおりである。		富山地方気象台における観測開始以来（1939年：昭和14年～）の最深積雪及び降雪量の状況は下 <u>図</u> のとおりである。		

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
  <p>※1 「年」の区分は寒候期（前年<u>10</u>～当該年<u>3</u>月）による。</p> <p>※2 平均は、<u>1989</u>年～<u>2018</u>年の30年<u>平均値</u>である。</p> <p>最深積雪 <u>52</u> c m 降雪量 <u>266</u> c m</p> <p>第2 社会環境の変化 1～4 （略） <u>（追加）</u></p>	  <p>※1 「年」の区分は寒候期（前年<u>8月1日</u>～当該年<u>7月31日</u>）による。</p> <p>※2 平均は、<u>1991</u>年～<u>2020</u>年の30年<u>平年値</u>である。</p> <p>最深積雪 <u>51</u> c m 降雪量 <u>253</u> c m</p> <p><u>5 感染症対策の観点を取り入れた防災</u> <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p>	<p>最新のグラフに修正</p>
<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>		<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3 過去の主な雪害 県内に特に大きな被害をもたらした豪雪として、「38豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」がある。</p> <p>1～3 （略） <u>（追加）</u></p>	<p>県内に特に大きな被害をもたらした豪雪として、「38豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、<u>「令和3年1月の大雪」</u>がある。</p> <p><u>4 令和3年1月の大雪【資料：「令和3年1月7日から11日にかけての大雪に関する富山県気象速報」 富山地方気象台作成】</u></p> <p><u>(1) 気象の状況（1/7～1/11）</u> 7日から10日にかけて北陸地方の上空5500メートル付近に氷点下35度以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。このため県内は7日午後から所により強い雪となり、11日朝にかけて断続的に降り続き、大雪となった。</p> <p><u>(2) 降積雪の状況（1/7～1/11）</u> この期間における最深積雪は、朝日で115センチ（11日11時）、氷見で99センチ（9日19時）、魚津で85センチ（11日10時）、伏木で115センチ（9日21時）、富山で128センチ（10日2時）、砺波で127センチ（10日9時）、秋ヶ島で106センチ（11日10時）、猪谷で98センチ（11日6時）となった。</p> <p><u>(3) 被害の状況（冬期）</u></p> <p><u>ア 人的被害</u> (ア) 死者 5人 (イ) 負傷者 99人</p> <p><u>イ 住家被害</u> (ア) 半壊 4棟 (イ) 一部損壊 18棟 (ウ) 床下浸水 3棟</p> <p><u>ウ 非住家被害</u> (ア) 全壊 4棟 (イ) 半壊 2棟</p> <p><u>エ 特記事項</u> (ア) <u>大規模な道路渋滞の発生</u> 特に、<u>東海北陸自動車道</u>においては、大規模な車両の</p>	<p>令和3年1月の大雪を受けて追記</p> <p>令和3年1月の大雪を受けて追記</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
	<p><u>立ち往生が発生し、自衛隊災害派遣要請がなされた。</u></p> <p><u>(イ) 孤立集落の発生</u> <u>大雪による倒木等の影響で氷見市及び小矢部市において孤立集落が発生した。</u></p> <p><u>a 氷見市</u> <u>胡桃、床鍋、老谷、上中、三尾、葛葉</u></p> <p><u>b 小矢部市</u> <u>久利須</u></p> <p><u>(4) 主な雪害対策の状況（冬期）</u></p> <p><u>ア 対策組織</u> <u>令和3年1月10日「富山県雪害対策本部」設置（同年1月20日閉鎖）</u></p> <p><u>イ 自衛隊災害派遣要請</u> <u>東海北陸自動車道における大規模な車両の立ち往生発生を受け、令和3年1月10日、自衛隊災害派遣要請を行った。</u></p> <p><u>ウ 災害救助法の適用</u> <u>東海北陸自動車道における車両の立ち往生及び孤立集落の発生を受け、県は、4市に対して災害救助法を適用した。（法適用日：令和3年1月9日）</u></p> <p><u>(ア) 災害救助法適用市町村</u> <u>砺波市、小矢部市、南砺市（車両の立ち往生）</u> <u>氷見市（孤立集落の発生）</u></p> <p><u>(イ) 法適用日</u> <u>令和3年1月9日（4市とも）</u></p> <p><u>(ウ) 備考</u> <u>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用（4市とも）</u></p>	

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2章 雪害予防対策</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 雪崩対策等の推進</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 融雪期における土砂災害対策</p> <p>（資料「3-2 急傾斜地崩壊危険箇所」「3-7 土石流危険溪流」「3-3 急傾斜地崩壊危険区域」「3-8 崩壊土砂流出危険地区」「3-4 地すべり危険箇所（国土交通省）」「3-9 山腹崩壊危険地区」「3-5 地すべり発生危険地区（林野庁）」「3-10 砂防指定地」「3-6 地すべり危険箇所」（農林水産省）」）</p> <p>第3節 都市基盤等の耐雪化</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 ライフライン施設の耐雪化</p> <p>また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>1 電力施設における雪害予防対策（県企業局、北陸電力、関西電力）</p>	<p>（資料「3-2 急傾斜地崩壊危険箇所」「3-7 土石流危険溪流」「3-3 急傾斜地崩壊危険区域」「3-8 崩壊土砂流出危険地区」「3-4 地すべり危険箇所（国土交通省）」「3-9 山腹崩壊危険地区」「3-5 地すべり危険地区（林野庁）」「3-10 砂防指定地」「3-6 地すべり危険箇所」（農林水産省）」）</p> <p><u>さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>1 電力施設における雪害予防対策（県企業局、北陸電力、<u>北陸電力送配電、関西電力、関西電力送配電</u>）</p> <p><u>県及び電力会社は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力を努めるものとする。</u></p>	<p>字句修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>分社化のため</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 ガス施設における雪害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、<u>県生活環境文化部</u>、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会） （略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>5 通信施設における雪害予防対策（NTT西日本、NTTドコモ北陸、各防災関係機関） <u>（追加）</u></p> <p>6 生活用・事業用井戸の地下水位低下対策（県生活環境文化部） 消雪施設の一斉稼働による地下水位低下に伴う地下取水障害の未然防止のため、<u>観測井水位モニタリングによる監視とリアルタイム</u>情報提供を行うとともに、冬期間の「注意喚起水位」指標を活用して節水呼びかけを行い、水位の速やかな回復に努める。</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 危険物施設等の安全性強化</p> <p>1 危険物施設（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、<u>県生活環境文化部</u>） （略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）事業所の設置</p> <p>ア 屋外設備の耐雪化</p> <p>（ア）<u>（追加）</u> 屋外配管は極力短くし、また軒下に設置するなど雪の影響を受けないようレイアウトに配慮する。また、必要に応じ配管サポートで強化する。</p> <p>（イ）（略）</p>	<p>2 ガス施設における雪害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、<u>県危機管理局</u>、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会）</p> <p><u>県及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力を努めるものとする。</u></p> <p>消雪設備の一斉稼働による地下水位低下時の取水障害の未然防止のため、<u>リアルタイムで地下水位</u>の監視と情報提供を行うとともに、冬期間の「注意喚起水位」指標を活用して<u>地下水位低下時に節水協力</u>を呼びかけ、<u>地下</u>水位の速やかな回復に努める。</p> <p>1 危険物施設（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、<u>県危機管理局</u>）</p> <p>（ア）<u>配管類</u></p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>分かりやすい表現に修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>字句追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>イ～カ（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第5～第6（略）</p> <p>第4節 交通対策</p> <p>第1 交通安全対策及び交通流の円滑化対策（<u>県総合政策局</u>、<u>県警察本部</u>）</p> <p>1 冬期交通の安全確保の啓発</p> <p>県、市町村及び各関係機関等は、冬期の交通事故や交通渋滞の発生を防止するため、スノータイヤ、チェーンの装着、路上駐車禁止など交通の安全確保をラジオ、テレビ、新聞、広報誌等を利用し啓発する。</p> <p>2 マイカーの使用自粛と公共交通の利用促進の啓発</p> <p>県、市町村及び各関係機関等は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及びバス等公共交通の利用促進をラジオ、テレビ、新聞、広報誌等を利用し啓発するとともに、事業所等に対し協力を呼びかける。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第2 道路交通対策（<u>中部管区警察局</u>、<u>北陸地方整備局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県警察本部</u>、<u>市町村</u>、<u>中日本高速道路株金沢支社</u>）</p> <p>1 雪に強い道路の整備</p> <p>冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには、除排雪作業を効率的に実施できるような広幅員道路の整備や消流雪施設の整備を進めることが必要である。また、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を図るほか、狭隘な市街地道路ではその拡幅及びバイパス整備並びに危険箇所局部改良等の整備促進が必要である。このため道路管理者は大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の实情に応じてその体系的整備を進めるものとする。</p>	<p>第1 交通安全対策及び交通流の円滑化対策（<u>県生活環境文化</u>部、<u>県警察本部</u>）</p> <p>県、市町村及び各関係機関等は、冬期の交通事故や交通渋滞の発生を防止するため、スノータイヤ、チェーンの装着、路上駐車禁止など交通の安全確保をラジオ、テレビ、新聞、広報誌、<u>インターネット</u>等を利用し啓発する。</p> <p>県、市町村及び各関係機関等は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及びバス等公共交通の利用促進をラジオ、テレビ、新聞、広報誌、<u>インターネット</u>等を利用し啓発するとともに、事業所等に対し協力を呼びかける。</p> <p><u>ただし、災害級の大雪による被害が予想される場合には、外出そのものの自粛を呼びかけるものとする。</u></p> <p>冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには、除排雪作業を効率的に実施できるような広幅員道路の整備や消流雪施設の整備を進めることが必要である。また、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を図るほか、狭隘な市街地道路ではその拡幅及びバイパス整備並びに危険箇所局部改良等の整備促進が必要である。このため道路管理者は大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の实情に応じてその体系的整備を進めるものとする<u>とともに、人命を最優先に幹線道路上で</u></p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>字句追加</p> <p>字句追加</p> <p>検証会議を踏まえて追記</p> <p>国防災基本</p>

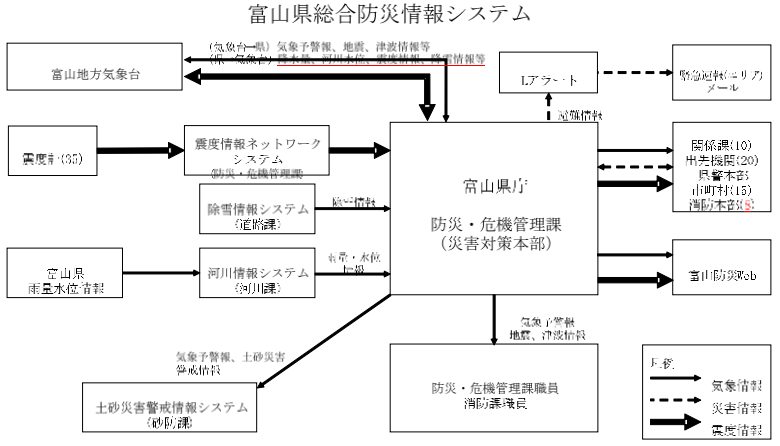
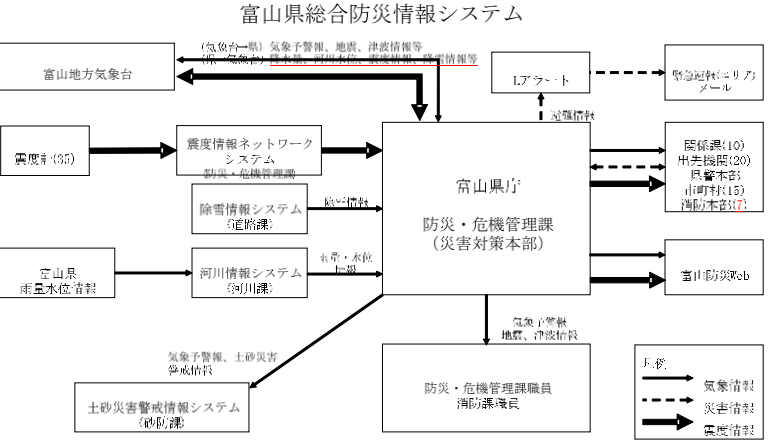
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 除雪計画</p> <p>(1) 作成方針</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 計画全般について、関係諸機関と十分連絡協議し、調整を図る。</p> <p>(2) 各機関の除雪計画</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、毎年11月に「道路除雪計画」を策定し、<u>富山県道路除雪対策協議会</u>において各機関との連絡調整を図る。</p> <p>ウ (略)</p> <p>4 雪害予防</p> <p>(1) 集中的な大雪への対応</p> <p>ア 道路管理者は、特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</p> <p>第3 鉄軌道交通対策（JR 西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>、各道路管理者）</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 航空交通対策（<u>県観光・交通・地域振興局</u>）</p> <p>第5節 防災活動体制の整備</p> <p>第1 防災拠点施設の整備（<u>県総合政策局</u>）</p>	<p><u>大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ 計画全般について、関係機関と十分連絡協議し、調整を図る。</p> <p>イ 県は、毎年11月に「道路除雪計画」を策定し、<u>各種会議</u>において各機関との連絡調整を図る。</p> <p>ア 道路管理者は、特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</u></p> <p>第3 鉄軌道交通対策（JR 西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各道路管理者）</p> <p>第5 航空交通対策（<u>県地方創生局</u>）</p> <p>第1 防災拠点施設の整備</p>	<p>計画の修正に伴う変更</p> <p>字句修正</p> <p>会議を統合するため修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>地鉄との合併によりライトレール削除</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>表記の統一</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>1 富山県広域消防防災センター（<u>県総合政策局</u>）</p> <p>2～5 （略） <u>（追加）</u></p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 通信連絡体制の整備</p> <p>県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星<u>携帯電話</u>や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。</p> <p>また、緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。</p> <p>（略）</p> <p>特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星<u>携帯電話</u>などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</p> <p>（略）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、<u>県総合政策局</u>、県経営管理部、県土木部、市町村）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 県総合防災情報システム （略）</p>	<p>1 富山県広域消防防災センター（<u>県危機管理局</u>）</p> <p><u>6 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</u> <u>国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星<u>通信</u>や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。</p> <p>また、緊急情報連絡体制を確保するため、<u>防災行政無線等の無線通信ネットワーク</u>の整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。</p> <p>特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星<u>通信</u>などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、<u>県危機管理局</u>、県経営管理部、県土木部、市町村）</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

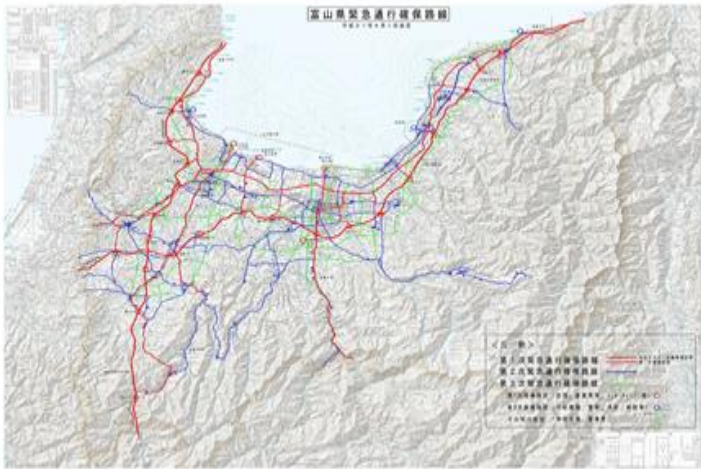

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">富山県総合防災情報システム</p>  <p>(3) 市町村防災行政無線の整備促進 (略)</p> <p>また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星携帯電話の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、Lアラート（災害情報共有システム）等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 (資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)</p> <p>(4) 非常通信体制の強化</p> <p>県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星携帯電話、携帯電話等の整備充実に努める。 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5 業務継続体制の確保 (略)</p> <p>市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">富山県総合防災情報システム</p>  <p>また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星通信の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、Lアラート（災害情報共有システム）等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 (資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)</p> <p>県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信、携帯電話等の整備充実に努める。</p> <p>市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 <u>県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対</u></p>	<p>消防広域化により消防本部数が7となったことに伴う変更。</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」の本化による修正</p> <p>国防災基本</p>

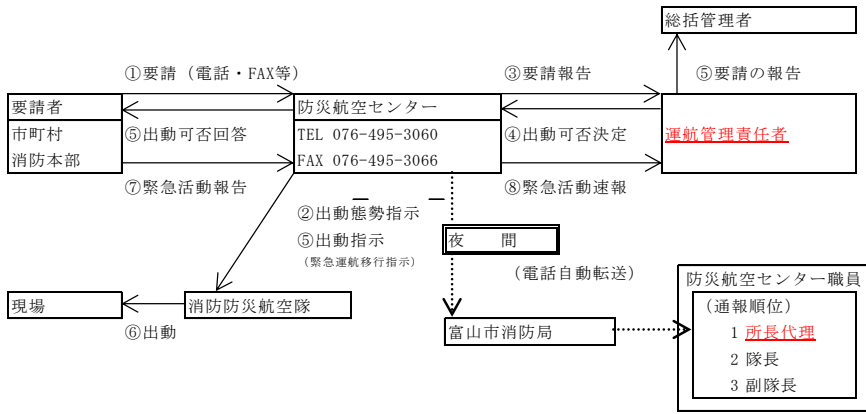
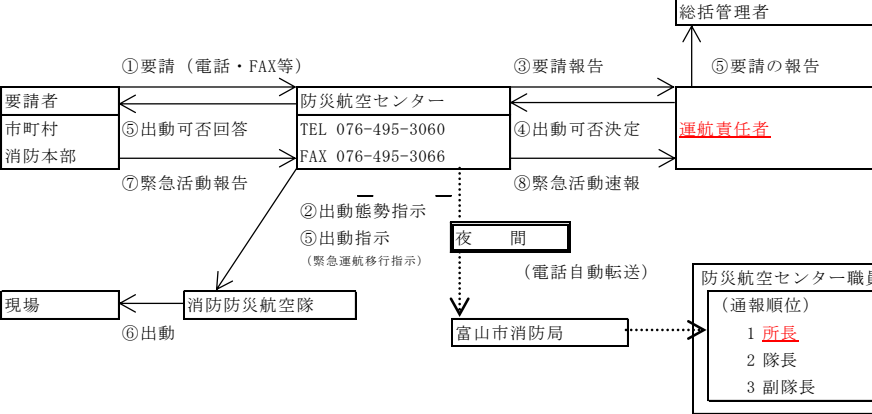
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																						
<p>第6 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村） （略）</p> <p style="text-align: center;">県内における主な輸送拠点</p> <table border="1" data-bbox="224 619 952 782"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上輸送 拠点施設</td> <td>富山市中央卸売市場</td> <td>富山市掛尾町500</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）</p> <p>道路は、震災時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる<u>緊急通行確保路線</u>を次のとおり指定する。</p> <p>(1) 第1次<u>緊急通行確保路線</u> （略）</p> <p>(2) 第2次<u>緊急通行確保路線</u> 第1次<u>緊急通行確保路線</u>とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。</p> <p>(3) 第3次<u>緊急通行確保路線</u> 上位路線を相互に補完する幹線道路 <u>緊急通行確保路線</u>の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワーク</p>	区 分	名 称	所 在 地	陸上輸送 拠点施設	富山市中央卸売市場	富山市掛尾町500	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<p><u>応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方法をあらかじめ整えるように努めるものとする。</u></p> <p><u>県、市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 619 1854 782"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上輸送 拠点施設</td> <td>富山市公設地方卸売市場</td> <td>富山市掛尾町500</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>道路は、震災時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる<u>緊急輸送道路</u>※を次のとおり指定する。</p> <p>(1) 第1次<u>緊急輸送道路</u> （略）</p> <p>(2) 第2次<u>緊急輸送道路</u> 第1次<u>緊急輸送道路</u>とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。</p> <p>(3) 第3次<u>緊急輸送道路</u> 上位路線を相互に補完する幹線道路 <u>緊急輸送道路</u>の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを</p>	区 分	名 称	所 在 地	陸上輸送 拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町500	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>計画の修正に伴う変更</p> <p>名称変更</p> <p>全国的に用いられる『緊急輸送道路』に統一</p>
区 分	名 称	所 在 地																						
陸上輸送 拠点施設	富山市中央卸売市場	富山市掛尾町500																						
	（略）	（略）																						
（略）	（略）	（略）																						
区 分	名 称	所 在 地																						
陸上輸送 拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町500																						
	（略）	（略）																						
（略）	（略）	（略）																						

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>を図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。（資料「6-1-2 <u>緊急通行確保路線名</u>」）</p> <p><u>緊急通行確保路線図（平成31年4月）</u></p>  <p>3 （略）</p> <p>4 緊急航空路の確保（<u>県観光・交通振興局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村）</p> <p>5 （略）</p> <p>第7 航空防災体制の強化</p> <p>1 航空防災活動のための環境整備（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) （略）</p>	<p>を図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。（資料「6-1-2 <u>緊急輸送道路一覧表</u>」）</p> <p><u>※地域防災計画、防災業務計画及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の中で、地震防災上、緊急に整備すべき施設として位置づけられている道路</u></p> <p><u>緊急輸送道路図（令和3年12月）</u></p>  <p>4 緊急航空路の確保（<u>県地方創生局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村）</p> <p>1 航空防災活動のための環境整備（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村）</p>	<p>緊急輸送道路について注釈を追記（パブコメによる） 時点修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2) 雪害時の広域即応体制の整備 震災時において、他縣市からのヘリコプター等の応援が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の場外離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター運航管理システム」を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>(1) 緊急運航要請</p>  <p>(略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>震災時において、他縣市からのヘリコプター等の応援が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の場外離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター動態管理システム」を活用する。</p> <p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> 	<p>字句修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>令和2年4月1日より所長を配置（これまで消防課長が所長を兼務）併せて運行責任者に名称を変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部）</p> <p>(1) 緊急運航要請（略）</p> <p>要請者 市町村 消防本部</p> <p>ドクターヘリ基地病院 富山県立中央病院</p> <p>災害対策本部 医務班 航空班 災害医療対策チーム</p> <p>現場</p> <p>(2) (略)</p> <p>第8 相互応援体制の整備 (略)</p> <p>また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。</p> <p>(略)</p> <p>1 国の機関等との相互協力</p> <p>(1) 自衛隊との連携（自衛隊、<u>県総合政策局</u>）</p>	<p>修正案（変更部分のみ記載）</p> <p>要請者 市町村 消防本部</p> <p>ドクターヘリ基地病院 富山県立中央病院</p> <p>災害対策本部 医務班 航空運用調整班 災害医療対策チーム</p> <p>現場</p> <p>(1) 自衛隊との連携（自衛隊、<u>県危機管理局</u>）</p> <p><u>そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（消防庁）に準拠</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、北陸地方測量部、県土木部）</p> <p>ア 災害時の相互協力に関する申合せ</p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社<u>保全サービス事業部</u>とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援（<u>県総合政策局</u>、市町村） <u>（追加）</u></p> <p>(1) 都道府県間の相互応援</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 9県1市の災害時応援 （略）</p> <p>さらに、全国知事会の体制や「<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>」と調和のとれた広域応援体制を整備する。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部署、各防災関係機関）</p> <p>(1) 県と防災関係機関との相互協力</p>	<p>国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社<u>高速道路事業部</u>とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p><u>県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、応援対策職員派遣制度を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>さらに、全国知事会の体制や<u>応援対策職員派遣制度</u>と調和のとれた広域応援体制を整備する。</p>	<p>組織名変更に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><u>（追加）</u></p> <p>ア～ス （略）</p> <p>セ <u>（一社）富山県産業廃棄物協会</u>との協定 県と<u>（一社）富山県産業廃棄物協会</u>とは、平成 17 年 9 月 12 日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。 （資料「12-24 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」）</p> <p>ソ～ウ （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。</u> <u>県では、現在、次のとおり協定を締結している。</u></p> <p>セ <u>（一社）富山県産業資源循環協会</u>との協定 県と<u>（一社）富山県産業資源循環協会</u>とは、平成 17 年 9 月 12 日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。 （資料「12-24 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」）</p> <p><u>え 富山県医療機器協会との協定</u> <u>県と富山県医療機器協会とは、令和 2 年 2 月 20 日に「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医療機器等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。</u></p> <p><u>お （一社）富山県建築士事務所協会、（公社）富山県建築士会及び（公社）日本建築家協会北陸支部富山地域会との協定</u> <u>県と（一社）富山県建築士事務所協会、（公社）富山県建築士会及び（公社）日本建築家協会北陸支部富山地域会は、令和 2 年 4 月 22 日に「地震災害時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書」を締結し、大規模地震発生時における民間の被災建築物応急危険度判定士の参加要請等に関する協力について取り決めている。</u></p> <p><u>か 北陸電力（株）及び北陸電力送配電（株）との協定</u> <u>県と北陸電力（株）及び北陸電力送配電（株）は、令和 3 年 6 月 30 日に「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、電源車の要請と協力、及び道路啓開の要請と</u></p>	<p>地震・津波 災害編、風水害編と表記を統一</p> <p>協会名改称</p> <p>協定の追加</p> <p>協定の追加</p> <p>協定の追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(2) 防災機関間の相互協力</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 電力会社間の相互協力 北陸電力及び関西電力は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。</p> <p>ウ ガス会社間の相互協力 <u>(一社)日本ガス協会及び(一社)日本コミュニティガス協会北陸支部では、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>第9 災害復旧・復興への備え</p>	<p><u>協力等に関する協力について取り決めている。</u></p> <p><u>き 富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会との三者協定</u> <u>県と富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会は令和3年7月12日に「災害時における協力に関する協定」を締結し、災害時におけるボランティアの受け入れ体制について取り決めている。</u></p> <p>イ 電力会社間の相互協力 北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>、<u>関西電力及び関西電力送配電</u>は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。</p> <p>ウ ガス会社間の相互協力 <u>(一社)日本ガス協会では「非常事態における応援要綱」、(一社)日本コミュニティガス協会北陸支部では「コミュニティガス事業の防災に係る通報・応援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。</u></p> <p><u>また、県及び市町村は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u> <u>さらに、県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業の担い手の確保・育成に関する取り組みを支援するものとする。</u></p>	<p>協定の追加</p> <p>分社化のため</p> <p>都市ガスとコミュニティガスで要綱が異なるため修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>1～3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第6節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 消防力の強化</p> <p>1 消防体制の整備（<u>県総合政策局</u>、市町村、各道路管理者）</p> <p>2 救助・救急体制の整備（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救急体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町村は、救急能力を高めるため、<u>消防力の整備指針を踏まえ、高規格救急自動車の配備拡充に努める。また、その配備にあわせて救急隊に救急救命士^{※4}を常時1名配置できる体制を整えとともに、救急救命士の技術向上に向けて研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ^{※5}などの応急救護研修の実施に努める。</u></p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 緊急連絡網（県厚生部）</p> <p>県厚生部医務課、<u>健康課</u>、くすり政策課及び各厚生センターは、雪害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。</p>	<p><u>4 男女共同参画の視点</u></p> <p><u>県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>1 消防体制の整備（<u>県危機管理局</u>、市町村、各道路管理者）</p> <p>2 救助・救急体制の整備（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）</p> <p>イ 市町村は、救急能力を高めるため、救急救命士^{※4}の技術向上に向けた研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ^{※5}などの応急救護研修の実施に努める。</p> <p>県厚生部医務課、<u>健康対策室</u>、くすり政策課及び各厚生センターは、雪害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正 県機構改革に伴う修正</p> <p>高規格救急車は各市町村で整備が進み、救急救命士は各救急車に1名以上配備できるようになったため。</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>2～7 （略）</p> <p>8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) 医薬品等の確保</p> <p>ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保（略）</p> <p>なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」<u>に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）</u>や国の協力を得て、調達する。</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 （略）</p> <p>また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（<u>県総合政策局</u>、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p>	<p>なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」<u>及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」</u>に基づき、薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。</p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（<u>県危機管理局</u>、県土木部、市町村）</p>	<p>新たに協定を締結したため</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 （略）</p> <p>市町村は、<u>発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）</u>には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p>なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮におくものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>市町村は、<u>災害時</u>には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p><u>そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>イ 指定避難所における施設、設備の整備 (ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。 <u>(追加)</u></p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星<u>携帯電話</u>等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。</p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努めるものとする。</u></p> <p>(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、<u>マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション</u>、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。<u>なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者等への配慮にも留意する。</u> <u>また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星<u>通信</u>等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。</p> <p>指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更「生理用品」追加（パブコメによる）</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 繁華街、観光地における避難所等の確保 市町村長が行う<u>避難勧告</u>の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 物資の確保（県総合政策局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） 大規模な地震・津波が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び市町村等は、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び</p>	<p>県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。<u>また、避難所における新型コロナウイルス対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村長が行う<u>避難指示</u>の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。</p> <p>3 物資等の確保（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p><u>そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u> <u>なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p>	<p>感染症等対策に関する記述を追加</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。</p> <p>（略）</p> <p>（１）～（２） （略）</p> <p>（３）生活必需品の確保</p> <p>ア 生活必需品の備蓄、調達</p> <p>（ア）～（イ） （略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（ウ）～（オ） （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>（ウ）県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。</u></p> <p><u>（エ）～（カ） （略）</u></p> <p><u>（４）電源の確保</u></p> <p><u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電力会社等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>
<p>4 （略）</p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を<u>図る</u>とともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を<u>図る</u>。</p>	<p>市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を<u>図り</u>、<u>災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに</u>、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を<u>図る</u>。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>また、国、県、市町村及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、国、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。 (略)</p> <p>また、国、県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。</p>	<p>また、国、県、市町村及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を<u>大規模停電時も含め</u>常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。</p> <p><u>電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>また、国、県、市町村及び<u>ライフライン事業者</u>は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。また、国、県、市町村及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>
<p>第4 (略)</p> <p>第5 孤立集落の予防</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 通信連絡体制の整備（県警察本部、市町村）</p> <p>(1) 集落と役場等との連絡体制の整備</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 衛星<u>携帯電話</u>の準備</p>	<p>オ 衛星<u>通信</u>の配備</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>
<p>4 事前措置（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村）</p> <p>(略)</p>	<p>4 事前措置（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村）</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>
<p>第6 災害救援ボランティア活動の支援</p> <p>(略)</p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災</p>	<p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災</p>	<p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、<u>大学コンソーシアム富山</u>、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ボランティアの普及、養成（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>3 ボランティアの受入体制の整備（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>第7節 農林水産業の雪害予防</p> <p>第1 作目別予防対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 果樹（北陸農政局、県農林水産部）</p> <p>県等は、<u>年最深積雪150センチメートル以下</u>の地域を園地造成の基本として、樹形の仕立及び棚強度の確保等雪害防止対策について次のとおり指導するとともに、的確な降積雪情報の伝達及び園地見まわりの徹底を図り、計画的な除融雪を促進する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 降雪前対策</p> <p>ア <u>粗剪</u>定を実施する</p> <p>イ 枝梢の結束を行う</p> <p>ウ 支柱及び棚の点検と補強を励行する</p>	<p>者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p> <p>2 ボランティアの普及、養成（<u>県生活環境文化部</u>、市町村）</p> <p>3 ボランティアの受入体制の整備（<u>県生活環境文化部</u>、市町村）</p> <p>県等は、<u>最大積雪深が概ね2メートル以下</u>の地域を園地造成の基本として、樹形の仕立及び棚強度の確保等雪害防止対策について次のとおり指導するとともに、的確な降積雪情報の伝達及び園地見まわりの徹底を図り、計画的な除融雪を促進する。</p> <p>ア <u>粗せん</u>定を実施する</p>	<p>備考</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>農林水産省「果樹農業振興基本方針」（果樹に適する自然的条件に関する基準に基づき修正</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>(追加)</u></p> <p>4 園芸用施設（北陸農政局、県農林水産部）</p> <p>(1) 県等は、<u>園芸用施設安全構造基準</u>に基づき積雪荷重 <u>80 kgf/m²</u>に耐え得る強度と屋根雪の滑落を考慮した屋根勾配 <u>4/10</u>～5/10をめやすとした施設の設置を促進する。</p> <p>(2) <u>滑落した雪が軒高以上に堆積しないよう、最大堆積幅の1.8倍の棟間隔を確保する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>ハウス内に補強用の支柱等を取り付ける。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>5 畜産（北陸農政局、県農林水産部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 滑落した雪が軒高以上に堆積しないよう、速やかな<u>除融雪</u>に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市町村は、畜産農家が、山間地へ移転するケースが増えていることから、移転計画を踏まえた道路除雪等に配慮する。</p> <p>6 水産（北陸農政局、県農林水産部）</p> <p>(略)</p>	<p><u>エ 暴風網、防鳥網は降雪前までには撤収する</u></p> <p>(1) 県等は、<u>園芸用施設設計施工標準仕様書</u>に基づき積雪荷重 <u>800N/m²</u>に耐え得る強度と屋根雪の滑落を考慮した屋根勾配 <u>3/10</u>～5/10をめやすとした施設の設置を促進する。</p> <p>(2) <u>側圧によるハウスの倒壊を免れるために、除雪できる程度のハウスの間隔を確保する。</u></p> <p>(4) <u>ハウスの耐雪強度を把握し、補強資材による構造強化対策（筋交い補強、タイバー・斜材でX型補強、中柱補強等）を実施する。</u></p> <p>5 畜産（北陸農政局、県農林水産部）</p> <p>(2) 滑落した雪が軒高以上に堆積しないよう、速やかな<u>除排雪</u>に努める。</p> <p>(4) 市町村は、<u>中山間地域に立地する</u>畜産農家が、山間地へ移転するケースが増えていることから、移転計画を踏まえた道路除雪等に配慮する。</p> <p>6 水産（北陸農政局、県農林水産部）</p> <p>(略)</p>	<p>『園芸作物栽培マニュアル（果樹編）』に追加された項目を反映</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会「園芸用施設設計施工標準仕様書」（令和元年5月）に合わせた修正</p> <p>平成26年2月大雪被害における施設園芸の被害要因と対策指針に基づき修正</p> <p>実情に応じた変更</p> <p>字句追加</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>7 林産（北陸農政局、中部森林管理局、県農林水産部） （略）</p> <p>第2 経営指導等による事前措置</p> <p>1 農産（北陸農政局、県農林水産部） （1）（略） （2）除排雪計画の<u>樹立と人夫の事前確保</u> （3）～（4）（略）</p> <p>2 畜産（北陸農政局、県農林水産部） （1）（略） （2）除排雪計画の<u>樹立と人夫の事前確保</u> （3）～（6）（略）</p> <p>3 水産（北陸農政局、県農林水産部） （略）</p> <p>4 林産（北陸農政局、中部森林管理局、県農林水産部） （略）</p> <p>第8節（略） 第9節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防災意識の高揚 （略）</p> <p>その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>また、防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。</p> <p>1（略） 2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村） （1）防災広報の充実</p>	<p>7 林産（北陸農政局、中部森林管理局、県農林水産部）</p> <p>1 農産（北陸農政局、県農林水産部） （2）除排雪計画の<u>策定と事前準備</u></p> <p>2 畜産（北陸農政局、県農林水産部） （2）除排雪計画の<u>策定と事前準備</u></p> <p>3 水産（北陸農政局、県農林水産部）</p> <p>4 林産（北陸農政局、中部森林管理局、県農林水産部）</p> <p><u>さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施に努めるものとする。</u></p> <p>（1）防災広報の充実</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため災害発生時及び平常時の心得を盛り込んだ、<u>広報内容は児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットを発行し、県内の小、中学校及び高等学校に配布する。</u></p> <p>(2) 防災教育の充実 ア 学校教育における防災教育 (ア)～(ウ) (略) (エ) 運行状況及び見通し等について、防災に関する安全教育は、各教科や<u>道徳の時間</u>に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(オ)～(カ)</u> (略) イ (略)</p> <p>3 県民に対する防災知識の普及 (<u>県総合政策局</u>、県警察本部、市町村) 県及び市町村は、県民に対し、最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。</p> <p>(1) (略) (2) 普及の内容 ア (略) イ 雪害に対する一般的知識</p>	<p>県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため災害発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットの<u>活用について</u>県内の小、<u>中、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に周知を図る。</u></p> <p>(エ) 運行状況及び見通し等について、防災に関する安全教育は、各教科 <u>(道徳を含む。)</u>に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。</p> <p><u>(オ) 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。</u></p> <p><u>(カ)～(キ)</u> (略)</p> <p>3 県民に対する防災知識の普及 (<u>県危機管理局</u>、県警察本部、市町村) 県及び市町村は、県民に対し、<u>専門家の知見も活用しながら</u>、最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。</p>	<p>県内に義務教育学校が新設されたことに伴う区分の追加 特別支援学校を追加（パブコメによる）</p> <p>字句修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>(追加)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 普段からの心がけ (ア)～(キ) (略)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(ク)～(ケ)</u> (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>4 防災意識調査 (<u>県総合政策局</u>、市町村)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2 自主防災組織の強化</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実 (<u>県総合政策局</u>、市町村)</p> <p>(1) 自主防災組織の結成 県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、平成21年度に自主防災アドバイザー制度を創設し、県はアドバイザーの発掘と養成を行い、市町村はアドバイザーを活用し、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。こうした取組みにより、今後とも、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。</p> <p>(2) 自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、県及び市町村は、<u>自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層</u>きめこまやかな指導・助言や、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</p>	<p><u>・避難行動に関する知識</u></p> <p><u>・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動</u></p> <p><u>(ク) 自動車へのこまめな満タン給油</u> <u>(ケ)～(コ)</u></p> <p>4 防災意識調査 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> <p>県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題があるため、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。</p> <p>災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、県及び市町村は、きめこまやかな指導・助言や、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>自主防災アドバイザー制度終了に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(3)～(6) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 企業防災の促進 (<u>県総合政策局</u>、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 防災訓練の充実</p> <p>(略)</p> <p>また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(7) 地区防災計画の策定</u> <u>県及び市町村は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努めるものとする。</u></p> <p>2 企業防災の促進 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> <p>また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携する</u>など実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。</p> <p><u>3 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進</u> <u>県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p><u>4 防災訓練における要配慮者への配慮</u> <u>県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施される</u></p>	<p>地区防災計画の策定促進を追記 県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第5 要配慮者の安全確保</p> <p>1 要配慮者対策（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 避難行動要支援者の支援</p> <p>ア 避難支援体制の整備</p> <p>避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする</p>	<p><u>よう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>1 要配慮者対策（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を</p>	<p>に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>また、市町村は、<u>避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた</u>消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>また、市町村は、<u>市町村地域防災計画に定めるところにより、</u>消防機関、警察、<u>福祉専門職、</u>民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など<u>避難支援等に携わる関係者</u>に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p><u>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別計画を提供するものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考																				
<p>2 (略)</p> <p>3 外国人の安全確保対策（<u>県観光・交通・地域振興局</u>、市町村） (略)</p> <p>第10節 調査研究</p> <table border="1" data-bbox="147 544 1023 699"> <tr> <th>調査研究名【所管】</th> <th>調査研究概要（実施期間）</th> </tr> <tr> <td>富山県降積雪及び気温観測調査 【<u>総合政策局</u>：防災・危機管理課】</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>第3章 雪害応急対策</p> <p>第1節 予警報の伝達</p> <p>第1 雪等に関する予警報の種類及び発表基準（富山地方気象台）</p> <p>1 特別警報の種類及び発表基準 (略)</p> <p>2 警報・注意報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="147 1018 956 1133"> <tr> <th>発表官署</th> <th>富山地方気象台</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p><u>(追加)</u></p>	調査研究名【所管】	調査研究概要（実施期間）	富山県降積雪及び気温観測調査 【 <u>総合政策局</u> ：防災・危機管理課】	(略)	(略)		発表官署	富山地方気象台	(略)	(略)	<p><u>支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u> <u>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 外国人の安全確保対策（<u>県危機管理局</u>、<u>県地方創生局</u>、市町村）</p> <table border="1" data-bbox="1048 544 1924 699"> <tr> <th>調査研究名【所管】</th> <th>調査研究概要（実施期間）</th> </tr> <tr> <td>富山県降積雪及び気温観測調査 【<u>危機管理局</u>：防災・危機管理課】</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><u>令和2年8月6日現在</u></p> <table border="1" data-bbox="1048 1018 1856 1133"> <tr> <th>発表官署</th> <th>富山地方気象台</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p><u>【警報・注意報基準一覧表の解説】</u> <u>(1) 本表は、気象に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照。</u> <u>(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。</u> <u>(3) 暴風雪警報、風雪注意報の（ ）内は基準として用いる気</u></p>	調査研究名【所管】	調査研究概要（実施期間）	富山県降積雪及び気温観測調査 【 <u>危機管理局</u> ：防災・危機管理課】	(略)	(略)		発表官署	富山地方気象台	(略)	(略)	<p>備考</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>日付追記</p> <p>風水害編に準じた記述とするため修正</p>
調査研究名【所管】	調査研究概要（実施期間）																					
富山県降積雪及び気温観測調査 【 <u>総合政策局</u> ：防災・危機管理課】	(略)																					
(略)																						
発表官署	富山地方気象台																					
(略)	(略)																					
調査研究名【所管】	調査研究概要（実施期間）																					
富山県降積雪及び気温観測調査 【 <u>危機管理局</u> ：防災・危機管理課】	(略)																					
(略)																						
発表官署	富山地方気象台																					
(略)	(略)																					

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考						
<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(注) 1 警報・注意報に東部、西部の地域名を付したときの区分は次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 東部</u> <u>東部北・・・朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市</u> <u>東部南・・・富山市・立山町・上市町・舟橋村</u></p> <p><u>(2) 西部</u> <u>西部北・・・高岡市・射水市・氷見市・小矢部市</u> <u>西部南・・・砺波市・南砺市</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>象要素を示す。</u></p> <p><u>(4) 暴風雪警報、大雪警報、風雪注意報、大雪注意報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</u></p> <p><u>(5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</u></p> <p><u>(6) 地震や火山噴火等の不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切ではない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長時間継続すると考えられた場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</u></p> <p><u>(注) 発表基準は、災害発生に密接に結びついた指標を用いて設定している。警報・注意報の基準は、市町村ごとに過去の災害を網羅的に調査した上で、重大な災害の発生するおそれのある値を警報の基準に、災害の発生するおそれのある値を注意報の基準に設定している。</u></p> <p><u>また、概ね平地は海拔 200m 未満、山間部は 200m 以上の地域である。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>3 気象警報・注意報の発表区域</u></p> <table border="1" data-bbox="1055 1353 1939 1466"> <thead> <tr> <th><u>一次細分区域</u></th> <th><u>市町村等をまとめた地域</u></th> <th><u>市町村</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東部</u></td> <td><u>東部北</u></td> <td><u>朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>一次細分区域</u>	<u>市町村等をまとめた地域</u>	<u>市町村</u>	<u>東部</u>	<u>東部北</u>	<u>朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市</u>	<p>風水害編に準じた記述とするため削除</p> <p>風水害編に準じた記述とするため追記</p>
<u>一次細分区域</u>	<u>市町村等をまとめた地域</u>	<u>市町村</u>						
<u>東部</u>	<u>東部北</u>	<u>朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市</u>						

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考																																
<p>(追加)</p> <p>第2 伝達体制</p> <p>1 伝達体制（富山地方气象台、<u>県総合政策局</u>、県土木部、市町村） （略）</p> <p>2 非常時の伝達体制（各防災関係機関） （1）（略）</p> <table border="1" data-bbox="147 738 956 1046"> <thead> <tr> <th>伝 達 機 関</th> <th>関 係 機 関 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社（<u>施設指令、富山工務管理センター</u>）</td> <td>連絡員派遣</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富山地方鉄道株式会社（<u>技術課</u>）</td> <td>移動無線車及び連絡員派遣</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）（略）</p> <p>3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）</p>	伝 達 機 関	関 係 機 関 措 置	(略)	(略)	西日本旅客鉄道株式会社（ <u>施設指令、富山工務管理センター</u> ）	連絡員派遣	(略)	(略)	富山地方鉄道株式会社（ <u>技術課</u> ）	移動無線車及び連絡員派遣	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>東部南</td> <td>富山市・立山町・上市町・舟橋村</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部</td> <td>西部北</td> <td>高岡市・射水市・氷見市・小矢部市</td> </tr> <tr> <td>西部南</td> <td>砺波市・南砺市</td> </tr> </table>		東部南	富山市・立山町・上市町・舟橋村	西部	西部北	高岡市・射水市・氷見市・小矢部市	西部南	砺波市・南砺市	<p>4 富山県気象情報</p> <p><u>大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p>1 伝達体制（富山地方气象台、<u>県危機管理局</u>、県土木部、市町村）</p> <table border="1" data-bbox="1048 738 1856 1046"> <thead> <tr> <th>伝 達 機 関</th> <th>関 係 機 関 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社（<u>北陸広域鉄道部 施設科</u>）</td> <td>連絡員派遣</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富山地方鉄道株式会社（<u>技術部</u>）</td> <td>移動無線車及び連絡員派遣</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	伝 達 機 関	関 係 機 関 措 置	(略)	(略)	西日本旅客鉄道株式会社（ <u>北陸広域鉄道部 施設科</u> ）	連絡員派遣	(略)	(略)	富山地方鉄道株式会社（ <u>技術部</u> ）	移動無線車及び連絡員派遣	(略)	(略)	<p>顕著な大雪に関する情報に関して追記</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>組織変更に伴う名称の変更</p> <p>名称の変更</p>
伝 達 機 関	関 係 機 関 措 置																																		
(略)	(略)																																		
西日本旅客鉄道株式会社（ <u>施設指令、富山工務管理センター</u> ）	連絡員派遣																																		
(略)	(略)																																		
富山地方鉄道株式会社（ <u>技術課</u> ）	移動無線車及び連絡員派遣																																		
(略)	(略)																																		
	東部南	富山市・立山町・上市町・舟橋村																																	
西部	西部北	高岡市・射水市・氷見市・小矢部市																																	
	西部南	砺波市・南砺市																																	
伝 達 機 関	関 係 機 関 措 置																																		
(略)	(略)																																		
西日本旅客鉄道株式会社（ <u>北陸広域鉄道部 施設科</u> ）	連絡員派遣																																		
(略)	(略)																																		
富山地方鉄道株式会社（ <u>技術部</u> ）	移動無線車及び連絡員派遣																																		
(略)	(略)																																		

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>第2節 応急活動体制</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1 職員の非常配備・参集（<u>県総合政策局</u>）</p> <p>(略)</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（<u>県総合政策局</u>）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア 本部</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p style="text-align: center;">県災害対策本部組織図</p>	<p>1 職員の非常配備・参集（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（<u>県危機管理局</u>）</p>	<p>伝達方法の変更</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う変更</p>

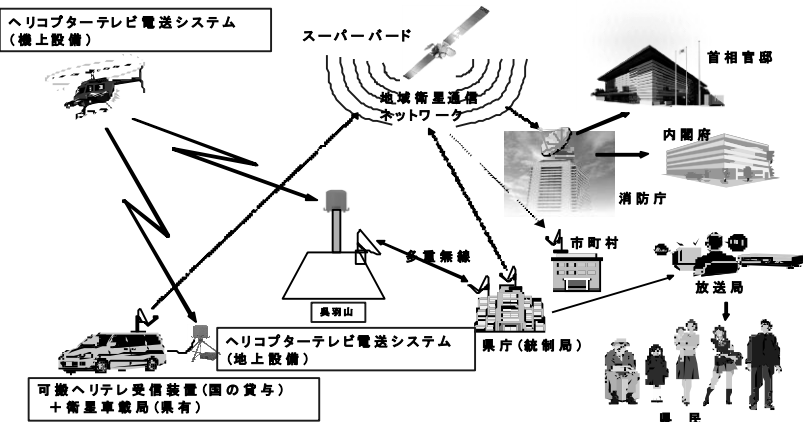
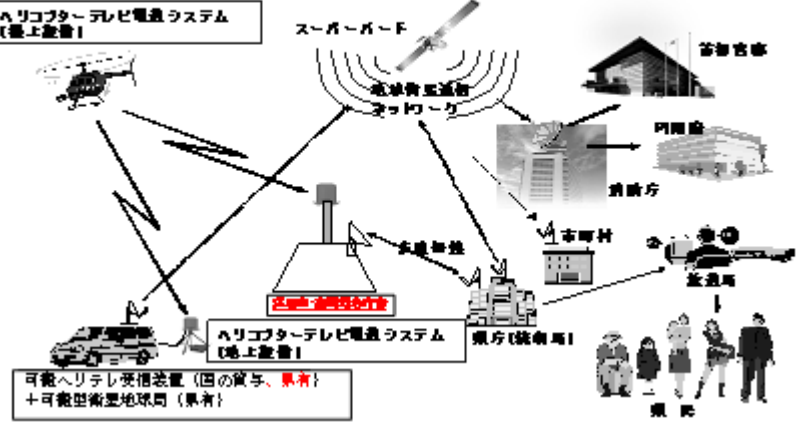
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>本部員会議 本部長（知事） 副本部長（副知事） 本部員 会計管理者 公営企業管理者 危機管理監 各部長 教育長 警察本部長 企業局長</p> <p>本部長（知事） 副本部長（副知事）</p> <p>本部室 室長（危機管理監） 室員 各班の班員 総務班員 管財班員 広報班員 災害救助班員 医務班員 建設技術企画班員 警備班員 ボランティア班員 航空班員 各部連絡員 避難者対策特別チーム 被災市町村支援チーム 災害医療対策チーム</p> <p>危機管理部 総合政策部 観光・交通部 経営管理部 生活環境文化部 厚生部 商工労働部 農林水産部 土木部 経理部 文教部 警察部 公営企業部</p> <p>各 班</p> <p>(ウ) ~ (オ) (略) イ~ウ (略) (3) ~ (5) (略) (6) 災害対策本部室 ア (略) イ 本部室長は、<u>総合政策局長</u>をもって充てる。 ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、<u>ボランティア班</u>、<u>航空班</u>及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。</p>	<p>本部員会議 本部長（知事） 副本部長（副知事） 本部員 会計管理者 公営企業管理者 危機管理監 各部長 教育長 警察本部長 企業局長</p> <p>本部長（知事） 副本部長（副知事）</p> <p>本部室 室長（危機管理監） 室員 各班の班員 総務班員 管財班員 広報班員 災害救助班員 医務班員 建設技術企画班員 警備班員 <u>県民生活・ボランティア班員</u> <u>航空運用調整班員</u> 各部連絡員 避難者対策特別チーム 被災市町村支援チーム 災害医療対策チーム</p> <p>危機管理部 <u>知事政策部</u> <u>地方創生部</u> 経営管理部 生活環境文化部 厚生部 商工労働部 農林水産部 土木部 経理部 文教部 警察部 公営企業部</p> <p>各 班</p> <p>イ 本部室長は、<u>危機管理監</u>をもって充てる。 ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、<u>県民生活・ボランティア班</u>、<u>航空運用調整班</u>及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。</p>	<p>県機構改革に伴う変更</p> <p>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（消防庁）に準拠</p> <p>字句修正 県機構改革に伴う変更</p> <p>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（消防庁）</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>エ （略）</p> <p>(7) （略）</p> <p>(8) 非常（緊急）災害現地対策本部との連携 また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>(9) （略）</p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 災害救援ボランティアの受入れ 大規模な災害が発生した時は、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と相互に連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>1 <u>ボランティア班</u>の設置（<u>県総合政策局</u>）</p> <p>県災害対策本部室に、<u>ボランティア班</u>を設置する。</p> <p>(1) <u>ボランティア班</u>の主な業務 (略)</p> <p>2 富山県災害救援ボランティア本部の設置（<u>県総合政策局</u>） (略)</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第5 帰宅困難者対策（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p>	<p><u>また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と相互に連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。 <u>ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。</u></p> <p>1 <u>県民生活・ボランティア班</u>の設置（<u>県生活環境文化部</u>）</p> <p>県災害対策本部室に、<u>県民生活・ボランティア班</u>を設置する。</p> <p>(1) <u>県民生活・ボランティア班</u>の主な業務</p> <p>2 富山県災害救援ボランティア本部の設置（<u>県生活環境文化部</u>）</p> <p>第5 帰宅困難者対策（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p>	<p>に準拠</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>表記の統一</p> <p>現状の新型コロナウイルス感染症の状況に伴う修正 県機構改革に伴う変更</p> <p>県機構改革</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 被害情報の収集活動（県各部局）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ヘリコプター保有機関による上空からの情報収集 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。 <u>(追加)</u></p> <p>富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム</p>  <p>(4)～(9) (略)</p>	<p>(3) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集 県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。 <u>また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。</u></p> <p>富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム</p> 	<p>に伴う変更</p> <p>防災基本計画の修正を受けての追加、修正</p>

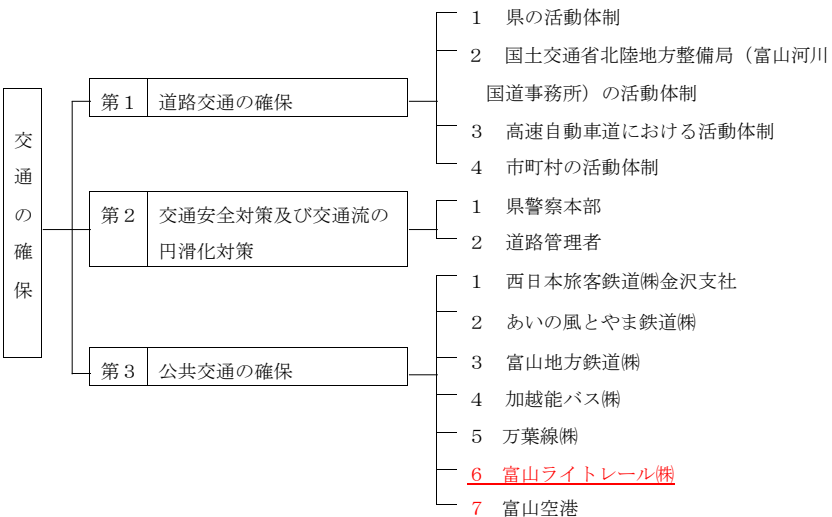
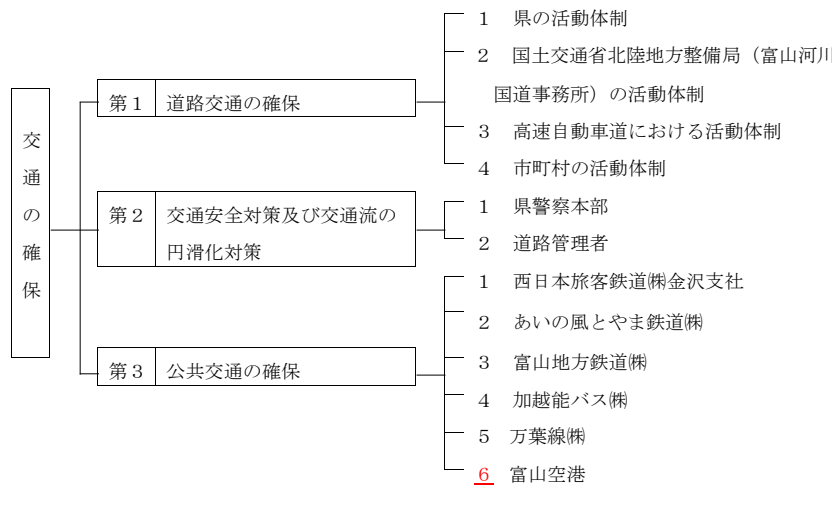
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画			修正案（変更部分のみ記載）			備考
5 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局）						
被害項目	担当部班	備考（室課名）	被害項目	担当部班	備考（室課名）	
人的・家屋被害	<u>総合政策部 総務班</u>	防災・危機管理課	人的・家屋被害	<u>危機管理部</u> 総務班	防災・危機管理課	
(略)			(略)			
鉄道施設被害	<u>観光・交通・地域振興部</u> 地域交通・新幹線	総合交通政策室政策班	鉄道施設被害	<u>地方創生部</u> 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室	
空港施設被害	<u>観光・交通・地域振興部</u> 航空政策班	総合交通政策室	空港施設被害	<u>地方創生部</u> 航空政策班	総合交通政策室	
6 (略)			7 被害状況の報告（ <u>県危機管理局</u> 、市町村、各防災関係機関）			県機構改革に伴う変更
7 被害状況の報告（ <u>県総合政策局</u> 、市町村、各防災関係機関）			7 被害状況の報告（ <u>県危機管理局</u> 、市町村、各防災関係機関）			
(略)						国防災基本計画の修正に伴う変更
第2 通信連絡体制						
<p>県、市町村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。</p> <p><u>（追加）</u></p>			<p><u>国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。</u></p>			国防災基本計画の修正に伴う変更
1 (略)			2 無線電話（ <u>県危機管理局</u> 、県経営管理部、NTTドコモ）			
2 無線電話（ <u>県総合政策局</u> 、県経営管理部、NTTドコモ）			2 無線電話（ <u>県危機管理局</u> 、県経営管理部、NTTドコモ）			県機構改革に伴う変更
(1)～(3) (略)						
(4) 衛星 <u>携帯電話</u>	<p>県は、衛星<u>携帯電話</u>を整備し、積極的に活用する。</p>		(4) 衛星 <u>通信</u>			国防災基本計画の修正に伴う変更
(5)～(6) (略)			<p>県は、衛星<u>通信</u>を整備し、積極的に活用する。</p>			
3 (略)						国防災基本計画の修正に伴う変更
4 その他（各防災関係機関）						
(1) 利用できる主な施設						

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考												
<p>ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第 11 条で定める業務を行う機関の保有する無線</p> <table border="1" data-bbox="147 244 1014 419"> <thead> <tr> <th>通信施設名</th> <th>通信系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気事業用無線</td> <td>北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3 広報及び広聴活動</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広報活動の内容</p> <p>ア 広域災害広報</p> <p>県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>イ 地域災害広報</p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p>	通信施設名	通信系統	(略)		電気事業用無線	北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線	<table border="1" data-bbox="1048 244 1915 440"> <thead> <tr> <th>通信施設名</th> <th>通信系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気事業用無線</td> <td>北陸電力(株)、<u>北陸電力送配電(株)</u>、関西電力(株)、<u>関西電力送配電(株)</u>の各関係機関を結ぶ回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、<u>ウェブサイト</u>、<u>ソーシャルメディア</u>、<u>携帯端末の緊急速報メール機能</u>、<u>臨時のFM放送</u>、<u>チラシの張り出し</u>、<u>配付等の紙媒体等適切な媒体</u>を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、<u>チラシの張り出し</u>、<u>配付等の紙媒体等適切な媒体</u>に加え、ケーブルテレビ、<u>ウェブサイト</u>、<u>ソーシャルメディア</u>、<u>携帯端末の緊急速報メール機能</u>、<u>臨時のFM放送</u>等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段</p>	通信施設名	通信系統	(略)		電気事業用無線	北陸電力(株)、 <u>北陸電力送配電(株)</u> 、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> の各関係機関を結ぶ回線	<p>分社化のため</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>
通信施設名	通信系統													
(略)														
電気事業用無線	北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線													
通信施設名	通信系統													
(略)														
電気事業用無線	北陸電力(株)、 <u>北陸電力送配電(株)</u> 、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> の各関係機関を結ぶ回線													

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 発災直後の広報</p> <p>a～d (略)</p> <p>e <u>避難の指示、勧告</u>（避難地域の状況、緊急避難場所及び避難所の開設状況等）</p> <p>f (略)</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4節 交通の確保 対策の体系</p> 	<p>の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>e <u>避難指示</u>（避難地域の状況、緊急避難場所及び避難所の開設状況等）</p> <p><u>(5) 安否不明者等の氏名等公表</u> <u>災害時の安否不明者の氏名等公表については、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。</u></p> 	<p>「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」を策定したことによる修正</p> <p>富山地方鉄道と富山ライトレールの合併に伴う削除</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1 道路交通の確保 道路管理者は、各々の責務に基づき冬期道路交通の確保を図るため、次のとおり除排雪を実施するものとし、各道路管理者は相互に協力して交差点の確保にあたる。 また、道路管理者等関係機関相互の情報共有を図ることとし、豪雪時等においては、道路管理者等の関係機関による「富山冬<u>季</u>交通確保連携会議」情報連絡本部を北陸地方整備局富山河川国道事務所に設置し、対応の強化を図るものとする。</p> <p>1 県の活動体制（県土木部） 富山県道路除雪計画に基づき、次のとおり実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> 除雪区分及び除雪形態 (略) <u>(1)</u> 主要都市間を結ぶ重要道路（主要バス路線を含む） <u>(2)</u> 高速道路の I.C.・空港・主要な駅・港湾・医療施設・及びその他重要公共施設等への道路 <u>(3)</u> その他、物資の輸送に重要な道路等</p> <p>また、除雪は、早期除雪に対応するため、保有除雪機械の型式並びに道路現況等を勘案し、保有機械を他に貸与して行う貸与除雪、並びに他より除雪機械及びオペレーターを借り上げて行う借<u>り</u>上<u>げ</u>除雪に分けて行う。</p> <p><u>(3)</u> 除雪準備 ア～ウ (略) エ 雪捨場の選定 運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨場を選定し、綿密な排雪計画をたてておく。 この選定にあたっては、事前に関係機関等と十分に協議を行い、了解を得ておく。 また、一般住民にも利用<u>されるよう</u>、その位置を周知させ</p>	<p>道路管理者は、各々の責務に基づき冬期道路交通の確保を図るため、次のとおり除排雪を実施するものとし、各道路管理者は相互に協力して交差点の確保にあたる。 また、道路管理者等関係機関相互の情報共有を図ることとし、豪雪時等においては、道路管理者等の関係機関による「富山冬<u>期</u>交通確保連携会議」情報連絡本部を北陸地方整備局富山河川国道事務所に設置し、対応の強化を図るものとする。</p> <p><u>(1) 基本方針</u> <u>降積雪等により道路交通に支障をきたさないように、県管理道路の除排雪および路面凍結対策等を適切に実施するとともに、災害級の大雪時には各道路管理者や事業者、県民がより一層連携・協力し、早急な道路交通の復旧を図り、安全で安心、快適な県民生活を確保する。</u></p> <p><u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> 除雪区分及び除雪形態</p> <p><u>①</u>主要都市間を結ぶ重要道路（主要バス路線を含む） <u>②</u>高速道路の I.C.・空港・主要な駅・港湾・医療施設・及びその他重要公共施設等への道路 <u>③</u>その他、物資の輸送に重要な道路等</p> <p>また、除雪は、早期除雪に対応するため、保有除雪機械の型式並びに道路現況等を勘案し、保有機械を他に貸与して行う貸与除雪、並びに他より除雪機械及びオペレーターを借り上げて行う借上除雪に分けて行う。</p> <p><u>(4)</u> 除雪準備</p> <p>エ 雪捨<u>て</u>場の選定 運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨<u>て</u>場を選定し、綿密な排雪計画をたてておく。 この選定にあたっては、事前に関係機関等と十分に協議を行い、了解を得ておく。 また、一般住民も利用<u>できる雪捨て場</u>は、その位置を周知</p>	<p>字句修正</p> <p>検証会議を踏まえて追記</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正 字句修正</p> <p>一般住民が利用できない雪捨て場</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>る措置を講じておく。</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> 除雪作業区分・内容</p> <p>ア 新設除雪作業</p> <p>本作業は、新雪を路側等へ除去することであり、平地部では除雪トラック、除雪グレーダにより、道路勾配の急な山間部では除雪ドーザによる作業が主体となるが、いずれも圧雪を生じさせないよう<u>早期に作業を実施する。</u></p> <p>イ 路面整正・圧雪除去作業</p> <p>本作業は、除雪グレーダ、除雪ドーザ等により路面にある残雪や圧雪を除去することであるが、圧雪の成長による交通渋滞を防ぐため、<u>早期の作業実施が特に必要である。</u></p> <p>ウ 拡幅作業</p> <p>本作業は、除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ等により、雪堤をさらに路側へ押しよける作業やロータリ除雪車を用いて路側の雪を吹き飛ばす作業等であり、地形・雪堤や人家連担の状況等により適切な方法を選定し<u>て作業を実施する。</u></p> <p>作業にあたっては、沿道家屋に支障を与えたり、街路樹、道路標識、ガードレール、スノーポール等を損傷しないよう特に注意する。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p><u>(6)</u> 除排雪に際しての配慮</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住民協力を得るための広報活動の実施</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> 県民等への情報提供</p> <p>ア 富山県除雪情報システムにより収集された降積雪・凍結</p>	<p>させる措置を講じておく。</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> 除雪作業区分・内容</p> <p>本作業は、新雪を路側等へ除去することであり、平地部では除雪トラック、除雪グレーダにより、道路勾配の急な山間部では除雪ドーザによる作業が主体となるが、いずれも圧雪を生じさせないよう<u>早朝作業の必要がある。</u></p> <p><u>なお、日中においても、交通量や沿道状況等の路線の重要性などを勘案のうえ、降雪強度や路側堆雪状況に応じ、早期に除排雪を行う。</u></p> <p>本作業は、除雪グレーダ、除雪ドーザ等により路面にある残雪や圧雪を除去することであるが、圧雪の成長による交通渋滞を防ぐため、<u>作業の早期取組みが特に重要である。</u></p> <p>ウ 拡幅<u>除雪</u>作業</p> <p>本作業は、除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ等により、雪堤をさらに路側へ押しよける作業やロータリ除雪車を用いて路側の雪を吹き飛ばす作業等であり、地形・雪堤や人家連担の状況等により適切な方法を選定し<u>なければならない。</u></p> <p>作業にあたっては、沿道家屋に支障を与えたり、街路樹、道路標識、ガードレール、スノーポール等を損傷しないよう特に注意する<u>必要がある。</u></p> <p><u>(7)</u> 除排雪に際しての配慮</p> <p><u>(キ) 災害級の大雪時の呼びかけ</u></p> <p><u>災害級の大雪が見込まれる場合、車での不要不急の外出を控えることを県民や事業者へ呼びかける。</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> 県民等への情報提供</p> <p>ア <u>除雪情報及び</u>富山県除雪情報システムにより収集され</p>	<p>があるため</p> <p>除雪計画と整合を図るとともに、検証会議を踏まえて修正</p> <p>除雪計画と整合を図るため修正</p> <p>除雪計画と整合を図るため修正</p> <p>検証会議を踏まえて追記</p> <p>除雪計画と</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>情報等を各広報機関やインターネット、スマートフォンアプリ等を通じ、県民や一般通行車両に対し適切に提供する。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>(9) 豪雪時における体制</p> <p>土木部長は、下記の指定雪量観測点の2分の1以上が概ね警戒積雪深に達したときを目安として、除雪状況その他を勘案し北陸地方整備局長と協議し警戒体制への移行を決定する。</p> <p>また、指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における除雪状況、降雪強度、今後の降雪予想などから、緊急事態に陥る恐れがあると判断される場合又は大雪に関する特別警報が発令された場合、道路雪害対策本部長が北陸地方整備局長と協議のうえ、緊急体制に移行する。</p> <p>（略）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 緊急体制時においては、緊急確保路線の交通確保のため、次の事項について措置を講ずる。</p> <p>（ア）～（ウ） （略）</p> <p>ウ 緊急確保路線</p> <p>緊急体制時においては、路線の重要性、追加動員可能な除雪機械台数等を勘案し、原則として、「道路除雪計画」に掲げる第1種及び第2種路線を優先的に除排雪する。</p> <p>(追加)</p>	<p>た降積雪・凍結情報等を各報道機関やインターネット、スマートフォンアプリ等を通じ、県民や一般通行車両に対し適切に提供する。</p> <p>(10) 豪雪時における体制</p> <p>土木部長は、下記の指定雪量観測点の2分の1以上が概ね警戒積雪深に達すると見込まれる場合を目安として、除雪状況その他を勘案し北陸地方整備局長と協議し警戒体制への移行を決定する。</p> <p>また、指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における除雪状況、降雪強度、今後の降雪予想などから、緊急事態に陥る恐れがあると判断される場合又は大雪に関する特別警報が発令された場合、道路雪害対策本部長が北陸地方整備局長と協議のうえ、緊急体制に移行を決定する。</p> <p>イ 緊急体制時においては、「道路除雪計画」に掲げる第1種、第2種路線の交通確保のため、次の事項について措置を講ずる。</p> <p>ウ 特別重要路線</p> <p>路線の重要性、追加動員可能な除雪機械台数等を勘案し、原則として、「道路除雪計画」に掲げる特別重要路線を優先的に除排雪する。</p> <p>エ 災害級の大雪時の対応</p> <p>タイムラインに基づき、次の事項などについて措置を講ずる。</p> <p>(ア) 県民・事業者等に車での不要不急の外出を控えることや、荷主や事業者へ、広域迂回や運送日の調整などを呼びかける。</p> <p>(イ) 他の道路管理者が管理する道路であっても、緊急的に除雪し交通障害の解消を図るなど、相互に連携・応援できる体制を構築する。</p>	<p>整合を図るため修正</p> <p>検証会議を踏まえて修正</p> <p>除雪計画と整合を図るため修正</p> <p>除雪計画と整合を図るため修正</p> <p>除雪計画と整合を図るため修正</p> <p>検証会議を踏まえて修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>2 (略)</p> <p>3 高速自動車道における活動体制（中日本高速道路(株)金沢支社）</p> <p>(1) 中日本高速道路(株)金沢支社の活動体制</p> <p><u>北陸自動車道及び東海北陸自動車道</u>の冬期間における道路交通の確保を図るために、毎年 11月10日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、対策期間前までに、次のような雪に対する準備を行うとともに、除雪作業は「金沢支社雪氷対策要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 公共交通の確保</p> <p>1 西日本旅客鉄道(株)金沢支社</p> <p>(1) 雪害対策本部の設置</p> <p>冬期間の安全・安定輸送を確保するため、冬期の「準備期間」（10月1日から11月30日まで）と「本期間」（12月1日から3月31日まで）を設定し、本期間中は金沢支社に「雪害対策本部」を常設する。<u>降雪予報等に応じて北陸広域鉄道部に「現地対策本部」を設置し、運転状況・運転計画・降積雪状況に応じて除雪計画等を決定する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 排雪の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 排雪車両の出動標準</p>	<p><u>(ウ) 臨時の雪捨て場の開設や機動的除雪、排雪作業の準備など除排雪体制を強化する。</u></p> <p><u>(エ) スタック車両や放置車両による大規模な滞留が見込まれるので、必要に応じ、災害対策基本法に基づき除雪作業等の支障となる車両の移動に努める。</u></p> <p><u>(オ) 倒木等に伴う道路の通行止めが見込まれるので、ライフライン関係者と連携し早期の復旧に努める。</u></p> <p><u>北陸自動車道、東海北陸自動車道及び舞鶴若狭自動車道</u>の冬期間における道路交通の確保を図るために、毎年 11月10日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、対策期間前までに、次のような雪に対する準備を行うとともに、除雪作業は「金沢支社雪氷対策要領」に基づき実施する。</p> <p>冬期間の安全・安定輸送を確保するため、冬期の「準備期間」（10月1日から11月30日まで）と「本期間」（12月1日から3月31日まで）を設定し、本期間中は金沢支社に「雪害対策本部」を、<u>北陸広域鉄道部に「現地対策本部」を常設する。なお、降積雪状況に応じて除雪計画、運転計画等を決定する。</u></p>	<p>備考</p> <p>字句追加</p> <p>12月1日から3月31日までの間、「対策本部」は常設。なお、気象会社からの予報、降積雪状況に応じ除雪及び運転計画を決定。</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
車 種	出 動 時 機	車 種	出 動 時 機	
ラッセル車	(1) レール面上の積雪量が <u>20cm以上となるおそれがある場合。</u> (2) <u>側雪量が高く、又は吹き溜まり等が発生している場合は、積雪量が20cm以下においても必要によりラッセル車を出動させる。</u>	ラッセル車	(1) レール面上の積雪量が <u>約30cm程度となる場合。</u> (2) <u>側雪がレール面上40cm程度形成されている場合は降積雪がレール面上約20cmを目安。</u> (3) <u>側雪量が高い、または吹溜り等が発生している場合は、出動標準の目安以下であっても必要によりラッセル車を発動させる。</u>	発動基準について字句修正
(略)	(略)	(略)	(略)	
ウ (略) エ 流雪溝の活用 降積雪の状況に応じ早めに行う。 流雪溝設置場所		流雪溝設置場所		字句修正
線 名	設 置 駅 名	線 名	設 置 駅 名	
高山線	越中八尾、笹津、楡原、猪谷	高山線	越中八尾、笹津、楡原、猪谷	
氷見線	伏木	氷見線	伏木、 <u>能町</u>	
城端線	福野、城端	城端線	福野、城端	
オ～カ (略) (5)～(7) (略) 2 (略) 3 富山地方鉄道株 (1) (略) (2) 鉄軌道部門 ア～オ (略) カ 情報連絡体制 (ア) (略) (イ) 運行状況及び見通し等について、 <u>旅客及び報道関係担当係を定め、利用者への情報提供（電話、対応、駅での掲示、無人案内装置の利用等）及び報道機関への通報などを行う。</u>		(イ) 運行状況及び見通し等について、 <u>当社ホームページ運行状況への掲載、駅停留場の文字放送案内（場合により案内ポスター掲示）、無人放送案内にて案内すると共に報道機関へも運行情報を提供し利用者への情報提供を行う。</u>		実情に即した変更
(ウ) (略) (3) バス部門 ア～イ (略)				

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>ウ 情報連絡体制 (ア) (略) (イ) 無線機を活用し、各路線の情報収集を図る。 固定局 5局 (ウ) 運行状況を午前8時現在で把握し、運行状況をホームページに掲載、富山駅前バスターミナル、主要停車場への掲示により利用者への周知を図る。 (略) 4～5 (略) <u>6 富山ライトレール(株)</u> <u>(1) 冬期対策本部の設置</u> <u>12月10日より2月末日までの間、運輸部内に設置し常時警戒体制をとる。</u> <u>(2) 除雪体制</u> <u>・軌道線 (1.1km)</u> <u>富山駅北停留場～奥田中学校前停留場間は、軌道の両側から散水設備による消雪を行う。降雪状況により、巡回し対処する。</u> <u>・鉄道線 (6.5km)</u> <u>奥田中学校前停留場～岩瀬浜駅間は、積雪状況及び降雪予報により、軌陸除雪車(ロータリ式)による除雪を行う。</u> <u>・駅、ホーム、通路の除雪</u> <u>消雪設備又は人力(委託者及び社員)による除雪を行う。</u> <u>・分岐器附帯除雪</u> <u>通常は、散水式及び電熱式消雪設備で対応する。</u> <u>積雪状況及び降雪の多い場合は人力(委託者及び社員)による除雪を行う。</u> <u>・踏切道除雪</u> <u>消雪設備及び人力(委託者又は社員)による除雪を行う。</u> <u>積雪が多い場合は踏切道から列車が見通せるよう除雪する。</u> <u>・凍結時の対処</u> <u>凍結防止剤の散布(ホーム、通路、輪縁路、ポイント部)を行う。</u> <u>(3) 除雪作業時の傷害事故防止等</u> <u>ア 乗務員による運転の際の注意</u></p>	<p>(イ) 無線機等を活用し、各路線の情報収集を図る。 固定局 5局 (ウ) 運行状況を随時把握し、運行状況をホームページに掲載、富山駅前バスターミナル、主要停車場への掲示により利用者への周知を図る。 <u>(削除)</u></p>	<p>実情に即した変更 実情に即した変更 地鉄との合併によりライトレール削除</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>除雪作業区間で標旗(黄色)を認めたときは、積雪のため容易に退避できない場合も多いので汽笛吹鳴を充分に行い傷害事故防止に努める。</u></p> <p><u>イ 除雪作業員の傷害事故防止等</u></p> <p><u>(ア) 各駅除雪作業員には保安帽及び安全チョッキを貸与し、必ず着用させる。</u></p> <p><u>(イ) 安全教育を実施し、労働災害の防止を図る。</u></p> <p><u>(ウ) 駅構内外を問わず、除雪作業箇所前後には必ず標旗(黄色)を建植する。</u></p> <p><u>(エ) 二人一組とし、一人は必ず列車の監視を行う。</u></p> <p><u>(オ) 除雪作業前にはあらかじめ待避場所を選定し、早めに待避する。</u></p> <p><u>(4) お客様への情報提供</u></p> <p><u>各駅に設置の駅案内モニターの活用により、お客様への的確な情報案内を提供する。</u></p> <p><u>(5) その他</u></p> <p><u>各関係箇所と連絡・協力して除雪体制を整える。</u></p> <p><u>7 富山空港（県観光・交通・地域振興局）</u></p> <p>第5節 自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪</p> <p>第1 自主防災活動</p> <p>1 情報の収集及び伝達等（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>2 出火防止及び初期消火（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>3 避難誘導（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>4 救出救護（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>5 給食給水（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の適用</p>	<p><u>6 富山空港（県地方創生局）</u></p> <p>1 情報の収集及び伝達等（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>2 出火防止及び初期消火（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>3 避難誘導（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>4 救出救護（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>5 給食給水（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p>	<p>県機構改革に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1 災害救助法の適用基準（<u>県総合政策局</u>） （略）</p> <p>2 災害救助法の適用手続（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>第7節 広域応援要請</p> <p>第1 相互協力</p> <p>1 県の応援要請（<u>県総合政策局</u>）</p> <p>2 市町村の応援要請（市町村）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）県への要請</p> <p>ア 県への応援要請</p> <p>（ア）～（エ）（略）</p> <p>（オ）<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく応援の必要性</p> <p>（カ）（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>（3）～（4）（略）</p> <p>3 応援受入体制の確立（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>（1）連絡体制の確保 県及び市町村は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報連絡を行う。 <u>（追加）</u></p> <p>（2）受入体制の確保 県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。</p>	<p>1 災害救助法の適用基準（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>2 災害救助法の適用手続（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>1 県の応援要請（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>（オ）<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく応援の必要性</p> <p>3 応援受入体制の確立（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p><u>県の職員は、被災市区町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市区町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p>	<p>備考</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

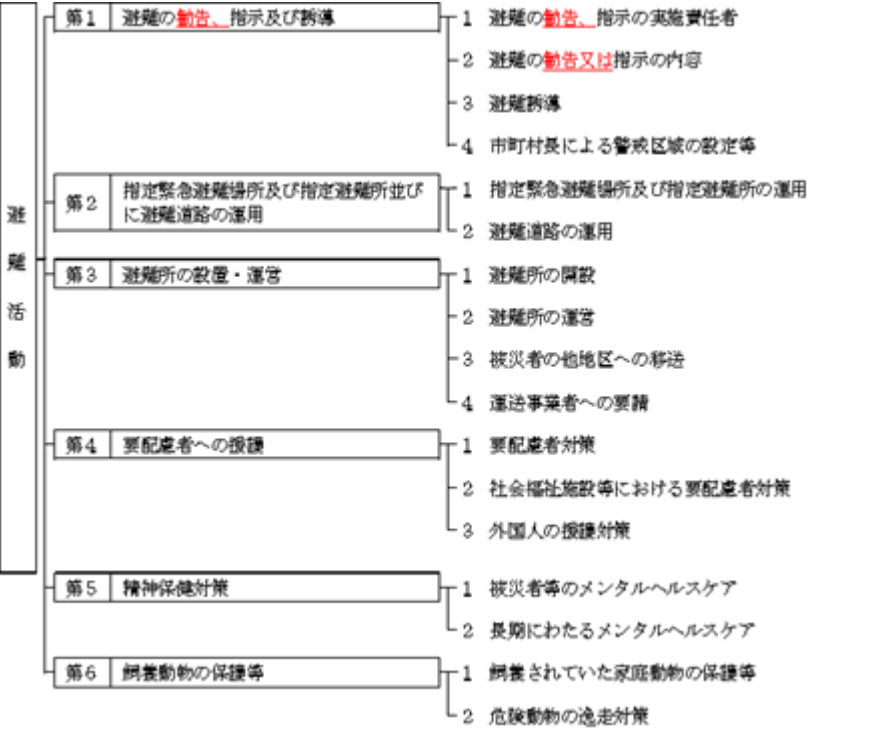
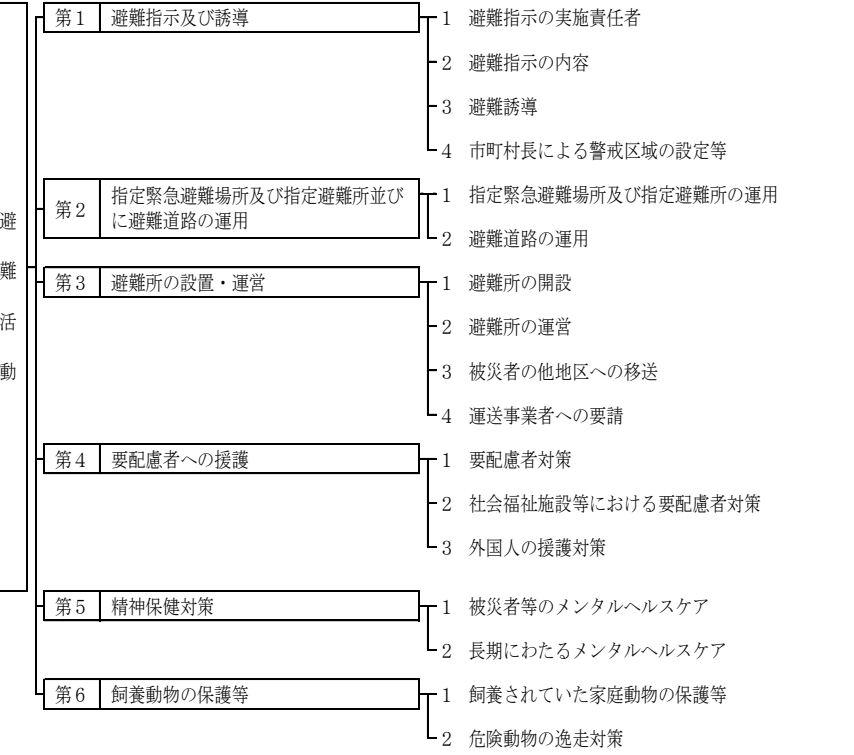
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>(追加)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 他都道府県への応援・派遣 (<u>県総合政策局</u>)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 応援の実施 県は、収集した被害情報に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2 応援要請</p> <p>1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、<u>県総合政策局</u>、市町村、各関係機関） (略)</p> <p>2 広域消防応援 (<u>県総合政策局</u>、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 災害派遣医療チーム (DMAT) (県厚生部)</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第8節 救助・救急活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 救助活動</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>4 他都道府県への応援・派遣 (<u>県危機管理局</u>)</p> <p><u>また、県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、<u>県危機管理局</u>、市町村、各関係機関）</p> <p>2 広域消防応援 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> <p>4 災害派遣医療チーム (DMAT) <u>等</u> (<u>県危機管理局</u>、県厚生部)</p> <p>6 感染症対策 <u>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第3 救急活動 1～3 (略) 4 ヘリコプターの活用 (県総合政策局、県警察本部、市町村) (略)</p> <p>第4 消防応援要請 1 県内各市町村への応援要請 (県総合政策局、市町村) (略) 2 緊急消防援助隊の出動要請 (県総合政策局、市町村) (略) 3 消防庁の対応 消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応援のための措置を求めることができることとなっている。 特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。 また、<u>東海地震</u>等の大規模な災害又は毒性物質の発散などの特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。 なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。</p> <p>4 (略) 5 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備 (市町村) (1)～(2) (略) (3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 (4)～(5) (略)</p> <p>第5 (略) 第9節 医療救護活動 第1～第7 (略)</p>	<p><u>職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>4 ヘリコプターの活用 (県危機管理局、県警察本部、市町村)</p> <p>1 県内各市町村への応援要請 (県危機管理局、市町村) 2 緊急消防援助隊の出動要請 (県危機管理局、市町村)</p> <p>消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応援のための措置を求めることができることとなっている。 特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。 また、<u>南海トラフ地震</u>等の大規模な災害又は毒性物質の発散などの特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。 なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。</p> <p>(3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 (<u>ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等</u>)</p>	<p>に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>字句修正</p> <p>「富山県緊急消防援助隊受援計画」に準拠</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第8 医薬品、血液の供給体制</p> <p>1 医薬品等の供給（県厚生部）</p> <p>（1）災害直後の初動期の医薬品等の供給（略）</p> <p>不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達し供給する。</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第9～第11 （略）</p> <p>第10節 避難活動対策の体系</p>  <p>第1 避難の勧告、指示及び誘導</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難の勧告、指示の実施責任者 2 避難の勧告又は指示の内容 3 避難誘導 4 市町村長による警戒区域の設定等 <p>第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用 <p>第3 避難所の設置・運営</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 運送事業者への要請 <p>第4 要配慮者への援護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の援護対策 <p>第5 精神保健対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長年にわたるメンタルヘルスケア <p>第6 飼養動物の保護等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飼養されていた家庭動物の保護等 2 危険動物の逸走対策 	<p>不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」<u>及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」</u>に基づき、薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達し供給する。</p>  <p>第1 避難指示及び誘導</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難指示の実施責任者 2 避難指示の内容 3 避難誘導 4 市町村長による警戒区域の設定等 <p>第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用 <p>第3 避難所の設置・運営</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 運送事業者への要請 <p>第4 要配慮者への援護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の援護対策 <p>第5 精神保健対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長年にわたるメンタルヘルスケア <p>第6 飼養動物の保護等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飼養されていた家庭動物の保護等 2 危険動物の逸走対策 	<p>新たに協定を締結したため</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画				修正案（変更部分のみ記載）				備考																																										
<p>第1 避難の勧告、指示及び誘導</p> <p>1 避難の勧告、指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、<u>県総合政策局</u>、県土木部、県警察本部、市町村）</p> <p>避難の勧告、指示の実施責任者は次のとおりである。実際に勧告又は指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。</p> <p>県は、時機を失することなく<u>避難勧告</u>等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>市町村長は、<u>勧告又は指示</u>を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。</p>				<p>第1 避難指示及び誘導</p> <p>1 避難指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、<u>県危機管理局</u>、県土木部、県警察本部、市町村）</p> <p>避難の指示の実施責任者は次のとおりである。実際に指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。</p> <p>県は、時機を失することなく<u>避難指示</u>等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>市町村長は、指示を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。</p>				「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施責任者</th> <th>措置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">避難の指示等</td> <td>市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)</td> <td>立退きの勧告及び立退き先の指示</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕</td> </tr> <tr> <td>知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)</td> <td>立退きの指示</td> <td>洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)</td> <td>立退きの指示</td> <td>地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)</td> <td>立退き及び立退き先の指示</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察官 (災害対策基本法第61条 警察官職)</td> <td>立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置</td> <td>市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を</td> </tr> </tbody> </table>					実施責任者	措置	実施の基準	避難の指示等	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕		警察官 (災害対策基本法第61条 警察官職)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施責任者</th> <th>措置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">避難の指示等</td> <td>市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)</td> <td>立退きの勧告及び立退き先の指示</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕</td> </tr> <tr> <td>知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)</td> <td>立退きの指示</td> <td>洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)</td> <td>立退きの指示</td> <td>地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)</td> <td>立退き及び立退き先の指示</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察官 (災害対策基本法第61条 警察官職)</td> <td>立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置</td> <td>市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を</td> </tr> </tbody> </table>					実施責任者	措置	実施の基準	避難の指示等	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕		警察官 (災害対策基本法第61条 警察官職)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を	「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正
	実施責任者	措置	実施の基準																																															
避難の指示等	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕																																															
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。																																															
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。																																															
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕																																															
	警察官 (災害対策基本法第61条 警察官職)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を																																															
	実施責任者	措置	実施の基準																																															
避難の指示等	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕																																															
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。																																															
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。																																															
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕																																															
	警察官 (災害対策基本法第61条 警察官職)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を																																															

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）			備 考
〔 務 執 行 法 第 4 条 〕 海上保安官	警告 避難の指示	要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。	〔 務 執 行 法 第 4 条 〕 海上保安官	警告 避難の指示	要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。	
自衛官 （自衛隊法第94条）		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。	自衛官 （自衛隊法第94条）		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。	
<p>2 避難の勧告又は指示の内容</p> <p>避難の勧告又は指示は次の内容を明示して行う。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 避難勧告又は指示の理由</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>3 避難誘導（県警察本部、市町村）</p> <p>(1) 市町村</p> <p>避難の勧告又は指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>なお、避難の勧告又は指示等は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。</p> <p>(2) 消防機関</p>			<p>2 避難指示の内容</p> <p>避難指示は次の内容を明示して行う。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 避難指示の理由</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>避難指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。</p> <p>避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、避難の指示等は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。</p>			<p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ア 避難の<u>勧告又は</u>指示等が出された場合には、もっとも安全と思われる方向を市町村、警察署に通報する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用</p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用（<u>県総合政策局</u>、市町村） (略)</p>	<p>ア 避難の指示等が出された場合には、もっとも安全と思われる方向を市町村、警察署に通報する。</p> <p><u>5 広域避難</u></p> <p><u>市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>2 (略)</p> <p>第3 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の開設（市町村）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。</p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(1)</u> 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。 <u>また、県及び市町村は、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p><u>(10)</u> 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>混雑状況の広報について追記</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>
<p>2 避難所の運営（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組</p>	<p>2 避難所の運営（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(5)</u> 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>(5)</u> 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>(6)</u> 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p><u>(7)</u> 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよ</p>	<p>備 考</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」において「性的指向、性自認」として重要課題項目に位置付けられ、性的少数者の方に対する理解と配慮が必要であるため。</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(6) (略) <u>(追加)</u></p> <p>3 被災者の他地区への移送（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 要配慮者の支援</p> <p>1 要配慮者対策（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 避難行動要支援者の支援</p> <p>ア 被災市町村は、<u>発災時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や<u>個別の避難支援計画</u>を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 要配慮者の支援</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>イ～エ</u> (略) <u>(追加)</u></p>	<p><u>う努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(9) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p>3 被災者の他地区への移送（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>1 要配慮者対策（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p>ア 被災市町村は、<u>災害時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や<u>個別避難計画</u>を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。</p> <p><u>イ 福祉避難所への直接避難</u> 被災市町村は、<u>要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、指定福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。また、直接避難を想定していない福祉避難所にあつては、市町村において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める。</u></p> <p><u>ウ～オ</u> (略)</p> <p><u>カ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣</u> 県は、<u>避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じ</u></p>	<p>に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更 県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>本県においても令和3年1月に災害派遣</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>2 (略)</p> <p>3 外国人の支援対策（<u>県総合政策局、県観光・交通振興局、市町村、報道機関</u>） （略）</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 飼養動物の保護等</p> <p>1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部） （1） (略)</p> <p>(2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 <u>（追加）</u></p> <p>また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>第11節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急交通路の確保</p> <p>1 緊急陸上交通路の確保（自衛隊、県警察本部、各道路管理者） （1）緊急交通路の指定 応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。 県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた<u>緊急通行確保路線</u>を中心に、道路管</p>	<p><u>て災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。</u></p> <p>3 外国人の支援対策（<u>県危機管理局、県地方創生局、市町村、報道機関</u>）</p> <p><u>市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。 県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた<u>緊急輸送道路</u>を中心に、道路管理者</p>	<p>福祉チーム（DWAT）が設置されたことに伴い、国の防災基本計画に合わせて追記</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>全国的に用</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。</p> <p>道路管理者は、地震・津波により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。（資料 「6-1-2 <u>緊急通行確保路線名</u>」）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 緊急航空路の確保 (<u>県総合政策局</u>)</p> <p>災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。</p> <p>このため、県災害対策本部<u>航空班</u>は、ヘリコプターの運航 状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター<u>運航</u>管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 輸送車両、船舶、航空機の確保</p> <p>1 輸送の対象となる範囲 (<u>県総合政策局</u>)</p> <p>(略)</p> <p>2 輸送手段 (県総合政策局、県観光・交通振興局、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 緊急通行車両等の取扱い (<u>県総合政策局</u>、県警察本部、中日本高速道路(株)、富山県道路公社)</p> <p>第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 供給確保 (農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害救助用米穀の調達</p>	<p>と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。</p> <p>道路管理者は、地震・津波により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。（資料 「6-1-2 <u>緊急輸送道路一覧表</u>」）</p> <p>3 緊急航空路の確保 (<u>県危機管理局</u>)</p> <p>災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。</p> <p>このため、県災害対策本部<u>航空運用調整班</u>は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター<u>動態</u>管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。</p> <p>1 輸送の対象となる範囲 (<u>県危機管理局</u>)</p> <p>2 輸送手段 (<u>県危機管理局、県地方創生局、市町村、各鉄道事業者、</u>自衛隊、伏木海上保安部)</p> <p>4 緊急通行車両等の取扱い (<u>県危機管理局</u>、県警察本部、中日本高速道路(株)、富山県道路公社)</p>	<p>いられている『緊急輸送道路』に統一することに伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>「富山県緊急消防援助隊受援計画」に準拠</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考												
<p>炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省<u>政策統括官</u>に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省<u>政策統括官</u>を通じて他県からの応援で対処する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="210 472 1014 855"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>実 施 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 <u>政策統括官</u></td> <td>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省<u>政策統括官</u>に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省<u>政策統括官</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 被災者の要望把握と支援（県厚生部、市町村）</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 物価安定・消費者保護対策</p> <p>1 物価安定対策（県生活環境文化部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害救助用米穀の調達</p> <p>ア 生活必需品</p> <p>県は、百貨店、日本チェーンストア協会、<u>富山県食品スーパーマーケット協議会</u>、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、（一社）富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	機 関 名	実 施 内 容	(略)	(略)	農林水産省 <u>政策統括官</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>政策統括官</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>政策統括官</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	<p>炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省<u>農産局</u>に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省<u>農産局</u>を通じて他県からの応援で対処する。</p> <table border="1" data-bbox="1111 472 1915 855"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>実 施 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 <u>農産局</u></td> <td>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省<u>農産局</u>に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省<u>農産局</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 被災者の要望把握と支援（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p>県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、（一社）富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。</p>	機 関 名	実 施 内 容	(略)	(略)	農林水産省 <u>農産局</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	<p>農林水産省組織改編に伴う修正</p> <p>地震・津波災害編と表記を統一</p> <p>協議会活動休止による修正</p>
機 関 名	実 施 内 容													
(略)	(略)													
農林水産省 <u>政策統括官</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>政策統括官</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>政策統括官</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。													
機 関 名	実 施 内 容													
(略)	(略)													
農林水産省 <u>農産局</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。													

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>2 (略)</p> <p>第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ごみ、災害廃棄物の処理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。</p> <p>3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>県は、市町村による相互の支援の状況をふまえて、他市町村、<u>(一社)富山県産業廃棄物協会</u>及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。(資料 「9-11 ごみ処理施設一覧」)</p>	<p><u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p> <p>県は、市町村による相互の支援の状況をふまえて、他市町村、<u>(一社)富山県産業資源循環協会</u>及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。(資料 「9-11 ごみ処理施設一覧」)</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>組織名改称のため</p>

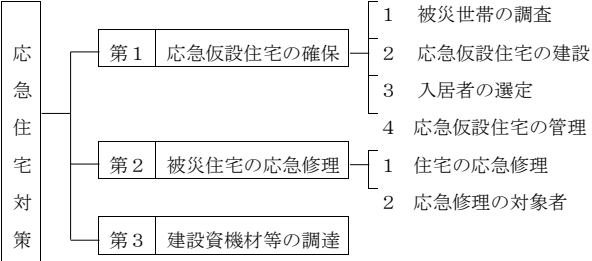
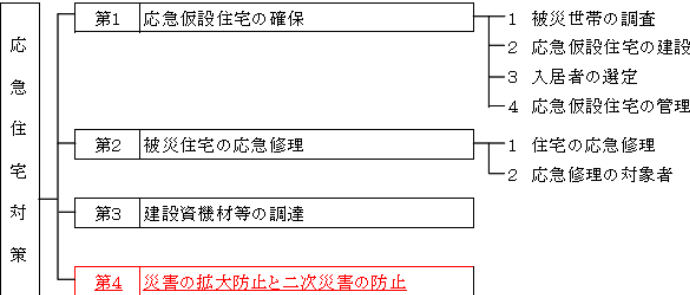
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第3 (略) 第4 防疫対策 災害に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1 厚生センター、市町村等の災害時防疫対策体制（県厚生部、市町村） (1) 厚生センター、市町村における災害時防疫対策組織の設置 ア 厚生センター災害防疫組織の設置 県災害対策本部健康班（<u>健康課</u>）の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。 イ (略) (2) (略) (3) 防疫資材の確保 ア (略) イ 防疫資材の需給状況に関する情報提供 県災害対策本部健康班（<u>健康課</u>）は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略) 第14節～第15節 (略) 第16節 ライフライン施設等の応急対策 第1 電力施設 1 初動活動体制（北陸電力） (1)～(2) (略) 2 情報の早期収集と伝達（北陸電力）</p>	<p><u>県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>県災害対策本部健康班、<u>感染症対策班（健康対策室）</u>の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。</p> <p>県災害対策本部健康班、<u>感染症対策班（健康対策室）</u>は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。</p> <p>1 初動活動体制（北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>） (1)～(2) (略) 2 情報の早期収集と伝達（北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>）</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>分社化のため</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 広報サービス体制（北陸電力） (略)</p> <p>4 応急復旧活動（北陸電力） (1)～(2) (略)</p> <p>第2 ガス施設</p> <p>1 都市ガス対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部） (1)～(2) (略) (3) 関係機関との連携等 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは(一社)日本ガス協会(東海北陸部会)及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。</p> <p>(4) 復旧 ア (略)</p> <p>イ 復旧のための体制 甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス事業界では、(一社)日本ガス協会東海北陸部会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。 (略)</p> <p>2 LPガス対策(県生活環境文化部、市町村、(一社)富山県エルピーガス協会) (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 広報サービス体制（北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>） (略)</p> <p>4 応急復旧活動（北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>） (1)～(2) (略)</p> <p>中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは(一社)日本ガス協会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。</p> <p>甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス事業界では、(一社)日本ガス協会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。</p> <p>2 LPガス対策(<u>県危機管理局</u>、市町村、(一社)富山県エルピーガス協会)</p>	<p></p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第6 危険物施設等</p> <p>1 危険物施設（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、<u>県生活環境文化部</u>）</p> <p>（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第7 （略）</p> <p>第17節 （略）</p> <p>第18節 農林水産業の被害拡大防止</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 園芸用施設（県農林水産部）</p> <p>1 降積雪状況を的確に把握し、<u>精力的に除融雪</u>に努める。</p> <p>2 <u>施設の強度補強に努める。</u></p> <p>第5 畜産（県農林水産部）</p> <p><u>不便地域</u>の畜産農家を中心として雪害予防等の巡回指導を実施する。</p> <p>第6 （略）</p> <p>第19節 （略）</p> <p>第20節 応急住宅対策</p> <p>対策の体系</p> 	<p>1 危険物施設（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、<u>県危機管理局</u>）</p> <p>1 降積雪状況を的確に把握し、<u>速やかに除雪・融雪</u>に努める。</p> <p>2 <u>施設倒壊の恐れがなくなったら、施設各部の損傷や被覆資材の緩み等の点検し、補修・補強を行う。</u></p> <p><u>中山間地域</u>の畜産農家を中心として雪害予防等の巡回指導を実施する。</p> <p>応急住宅対策</p> 	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>平成26年2月大雪被害における施設園芸の被害要因と対策指針より</p> <p>字句修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1 応急仮設住宅の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 民間賃貸住宅借上げによる供与</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部、<u>(公社)日本賃貸住宅管理協会富山県支部</u>及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。</p> <p>第4 災害の拡大防止と二次災害の防止</p> <p><u>市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p>	<p>字句修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>
<p>第21節 教育・金融・労働力確保対策</p> <p>第1 応急教育等</p> <p>降積雪時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全確保を第一義とし、さらに平常の学校教育等が困難な事態となったときは、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、特別支援学校及び大学においては、雪に伴う種々の状況に関する判断を的確かつ迅速に行い応急対策について万全を期する必要がある。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 学用品の調達及び支給（県厚生部、<u>県総合政策局</u>、県教育委員会、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>4 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会）</p> <p>県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生</p>	<p>降積雪時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全確保を第一義とし、さらに平常の学校教育等が困難な事態となったときは、公立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、専修学校、特別支援学校、<u>専門学校</u>及び大学等においては、雪に伴う種々の状況に関する判断を的確かつ迅速に行い応急対策について万全を期する必要がある。</p> <p>3 学用品の調達及び支給（県厚生部、<u>県経営管理部</u>、県教育委員会、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生</p>	<p>字句修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>条例が廃止</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>徒及び学生¹の被災の程度に応じ、富山県立高等学校授業料等に関する条例第5条又は富山県立大学条例第10条の規定により、授業料等の減免を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2 応急応急金融</p> <p>1 (略)</p> <p>2 金融機関による非常金融措置の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）</p> <p>災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の非常金融措置を実施するよう要請するものとする。</p> <p>(1) 非常金融措置の実施 被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう要請する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 金融措置に関する広報 金融機関の営業開始、休日営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置については、金融機関と協力し速やかにその周知徹底を図る。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第22節 (略)</p>	<p>徒の被災の程度に応じ、富山県立高等学校授業料等に関する条例第5条により、授業料等の減免を行うものとする。</p> <p>2 金融機関による金融上の措置の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）</p> <p>災害時（災害発生前に災害救助法が適用された場合等を含む）において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の金融上の措置を実施するよう要請するものとする。</p> <p>(1) <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> 被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。</p> <p><u>オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。</u></p> <p>(2) <u>金融上の措置の実施等</u>に関する広報 <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行ったとき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。</u></p>	<p>されていることに伴う修正</p> <p>日銀防災業務計画の内容に沿って修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4章 雪害復旧対策 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 1～7 (略) 8 失業者（休業者）の生活の安定対策等（富山労働局、県厚生部、県商工労働部、富山県社会福祉協議会、北陸労働金庫） (1)～(3) (略) (4) 離職者に対する生活資金の支援 ア (略) イ <u>離職者支援資金の融資</u> <u>失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、自立を支援するため、再就職までの間、生活資金の融資を行う。</u></p> <p>(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者</p> <p>① <u>生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯であること</u> ② <u>生計中心者が就労の可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること</u> ③ <u>生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること</u> ④ <u>生計中心者が離職の日から2年（特別な場合は3年）を超えていないこと</u> ⑤ <u>生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中でないこと</u></p> <p>(イ) 貸付期間 <u>貸付けを希望する月から12月以内の期間ただし、当該期間内であって、次の期間は除かれる。</u></p> <p>① 離職の日から2年（技能取得等の特別の場合は3年）を経過した日の属する月の翌月以降</p>	<p>イ <u>総合支援資金の貸付</u> <u>失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金（総合支援資金）貸付けを行う。</u></p> <p>① <u>低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること</u> ② <u>資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること</u> ③ <u>現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること</u> ④ <u>実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること</u> ⑤ <u>失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと</u></p> <p>(イ) 貸付期間 <u>原則3月以内</u> <u>（ただし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合などにおいては、最長12月まで延長可能）</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>離職者支援資金が総合支援資金に改められたことに伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>② 就職した日の属する月の翌々月以降</p> <p>(ウ) 貸付限度額 月額 20 万円、ただし単身世帯にあっては月額 <u>10 万円</u></p> <p>(エ) 償還期間 貸付期間の終了後 6 月以内の据置期間経過後、<u>7 年以内</u></p> <p>(オ) 利率 年 <u>3 %</u>。ただし<u>据置期間中は無利子</u></p> <p>(カ) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 罹災証明書発行体制の整備（県厚生部、市町村） (略) また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>11 被災者台帳の作成（<u>県総合政策局</u>、市町村） (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援</p> <p>1 中小企業への融資等（県商工労働部）</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 県制度融資による対応 ア～エ (略)</p> <p>オ 利率 年 1.70% <u>(平成 31 年 4 月現在)</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(ウ) 貸付限度額 月額 20 万円、ただし単身世帯にあっては月額 <u>15 万円</u></p> <p>(エ) 償還期間 貸付期間の終了後 6 月以内の据置期間経過後、<u>10 年以内</u></p> <p>(オ) 利率 年 <u>1.5 %</u>。ただし<u>保証人がいれば無利子</u></p> <p><u>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u></p> <p>11 被災者台帳の作成（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>オ 利率 年 1.70%<u>以内</u></p>	<p></p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考												
<p>2 (略)</p> <p>第3 税の徴収猶予及び減免等</p> <p>1 県の措置（県経営管理部）</p> <p>(1) 期限の延長</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外の場合は、納税者等の申請により災害が収まった日から納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において期限を延長する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 減免等</p> <p>被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書の交付申請手数料についても減免を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>第1 激甚災害指定手続（県各部局）</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(1) 激甚災害指定基準（本激）</p> <table border="1" data-bbox="152 963 1021 1161"> <thead> <tr> <th>適用条項（適用措置）</th> <th>指 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3節 公共土木施設の災害復旧計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定区間外の国道</p>	適用条項（適用措置）	指 定 基 準	激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	(略)	(略)		<p>イ ア以外の場合は、納税者等の申請により災害がやんだ日から納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において期限を延長する。</p> <p>被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く。）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書の交付申請手数料についても減免を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1052 963 1921 1197"> <thead> <tr> <th>適用条項（適用措置）</th> <th>指 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>激甚法第2章 (3、4条) （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指定区間外国道、県道及び市町村道</p>	適用条項（適用措置）	指 定 基 準	激甚法第2章 (3、4条) （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	(略)	(略)		<p>法令用語等に準じて修正</p> <p>字句修正</p>
適用条項（適用措置）	指 定 基 準													
激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	(略)													
(略)														
適用条項（適用措置）	指 定 基 準													
激甚法第2章 (3、4条) （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	(略)													
(略)														

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>指定区間外の国道において、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事をを行う。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>3 重要物流道路等</u> <u>重要物流道路及びその代替・補完路において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事をを行う。</u></p> <p><u>4</u> （略）</p>	<p><u>（1）国による代行制度</u> <u>指定区間外の国道、県道及び市町村道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事をを行う。</u></p> <p><u>（2）県による代行制度</u> <u>市町村が管理する道路のうち、指定区間外国道及び県道と交通上密接な関連を有する道路において、市町村から災害復旧事業の代行の要請があり、かつ、市町村が自ら実施することが困難であると認められる場合においては、必要に応じて県が災害復旧に関する工事をを行う。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>3</u> （略）</p>	<p>令和2年5月20日 道路法等の一部を改正する法律の成立及び令和3年6月20日 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行による権限代行の適用範囲の拡大に伴う変更</p>